

# 「障害者差別解消法」施行に伴う

## 障害学生に関する

### 紛争の防止・解決等事例集

#### 令和元年度収集事例



独立行政法人

日本学生支援機構

JASSO

Japan Student Services Organization

# 目次

はじめに	1
紛争の概念について	2
事例紹介	
○大学・短期大学・高等専門学校的事例	
視覚障害	4
聴覚・言語障害	10
肢体不自由	31
病弱・虚弱	46
重複	56
発達障害	69
精神障害	98
その他の障害	119
○相談機関的事例	126
○その他参考事例	141
協力者会議	145
索引（支援の場面別）	147

## はじめに

令和 2 年 3 月

平成 28 年 4 月の「障害者差別解消法」の施行に伴い、すべての国公立大学等において、学生を含む障害者への差別的取り扱いの禁止が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止については、国公立大学等は法的義務、私立大学等は努力義務となりました。

今後は、障害のある学生と大学等との間において、差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談や紛争の増加が予想されます。

当機構では、こうした状況を踏まえ、これら紛争の防止や解決に関して、各大学等が適切な対応を行なうために参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とする調査を平成 28 年度から実施しております。本調査にご協力いただいております高等教育機関、相談機関等の関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

本調査において各大学等から提出いただいた具体的事例については、これらを分析して公表し、さらに蓄積、普及していくことで、各大学等における紛争の防止や解決に向けた一助となることを期待しております。高等教育機関や相談機関等の関係の皆様におかれましては、合理的配慮を行なう際などにおける参考資料として、本事例集をぜひご活用いただきますようお願いいたします。

日本学生支援機構学生生活部  
障害学生支援課

## 「紛争」等の概念について

現在、我が国では、障害学生支援に関して裁判に至るほどの紛争事例は、まだほとんどありません。そこで本調査では、紛争を以下のように位置づけ、これらを未然に防止し適切に解決するための参考となる事例を対象としています。

### ■ 紛争とは

障害学生支援の場で「紛争」という言葉を聞くと、たとえば非難応酬などの感情的にこじれてしまったトラブルや、裁判などの大きな揉め事をイメージする方もいるかもしれません。しかし、本調査における「紛争」の概念は、そのイメージとは異なります。本調査では、大学等と学生等とが対立した状況で、自己の利益の実現のため、相互に要求と拒絶を行なっているプロセスを、「紛争」と理解します（注）。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学がコストを理由にその要求を受入れない状況（対立した状況）で、学生と大学が一步も譲らず、エレベーターの設置に関して相互に要求と拒絶をしているプロセスが「紛争」です。

### ■ 建設的対話とは

これに対して、「建設的対話」とは、学生の抱える困難を解決するため、大学等と学生等がお互いに協調するプロセスをいいます。たとえば、学生がエレベーターの設置を要求したのに対し、大学はコストを理由にその要求を受入れず、学生の困難を解消する代替案として教室変更措置を提案したとします。学生は、その提案を納得して受入れるも、教室変更措置に加え、必要に応じてインターネット中継を実施することも希望し、大学がそれを受入れる、といったプロセスが「建設的対話」です。ここでは、双方の意向と事情が考慮に入れられつつ、学生の困難の解決に向けた協力がなされています。

### ■ 紛争をコントロールする

大学等が、学生からの申し出を受け、話し合いをするプロセスでは、「紛争」の側面と「建設的対話」の側面が混在することがあります。そのような場合、「紛争」を適切にコントロールし、「建設的対話」を図ることにより、学生も納得できる合意の形成を目指すことが、大学等に求められます。また、大学等が、「紛争」が継続し全面に出ることを防止し、「建設的対話」による相互理解に努めることは、感情的にこじれる事態や裁判に「紛争」がもちこまれる事態などを防ぐうえでも重要です。それらの事態の解決に要するコストはけっして小さくありません。

### ■ 紛争の防止、解決

たしかに、大学等と学生等との話し合いの場で、一時的・局所的な「紛争」が発生するのは、ある意味では仕方がないことかもしれません。しかしながら、学生の機会の平等の点からも、大学等のリスクマネジメン

トの点からも、「紛争」の継続化・全面化（対立した状況において要求と拒絶のプロセスが長期間継続し、話し合いの場が「紛争」一色に染まること）を防止する必要性は高いといえます。そのような意味での「紛争の防止」に役に立つ情報を収集し提供するのが、本調査の目的です。加えて、継続化・全面化してしまった「紛争」が学内でどのように解決されているか、また裁判所を含む学外機関に「紛争」がもちこまれた場合に、それがどのように解決されているか、という意味での「紛争の解決」に関する情報を収集し提供することも、本調査の目的です。

（注）たとえば、六本佳平『法社会学』（有斐閣、1986年）では、「『紛争』とは、①具体的かつ特定の行為主体の間における、②生活上の真剣な利害の対立に基づくあらそいであって、③相手方の行為自体に対する働きかけを伴う直接的なあらそいであり、（③を意味の次元でとらえれば）要求とその拒絶という伝達を伴うあらそいである」と記されています。

※「障害者差別解消法」及び合理的配慮の提供についての詳細は、以下の内閣府ウェブサイト「障害を理由とする差別の解消の推進ページ」でご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 事例紹介（視覚障害）

### 視覚障害（弱視）

- 事例 No.1228(弱視) 定期試験の問題用紙について、拡大、片面印刷、罫線の濃さ等についての  
申し出 ..... 5
- 事例 No.1279(弱視) 受験上の配慮（試験時間延長、拡大鏡の使用、座席、試験問題の拡大  
等） ..... 7

事例No. 1228 (弱視) 定期試験の問題用紙について、拡大、片面印刷、罫線の濃さ等についての申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:3、障害種:視覚障害(弱視)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: 定期試験において、①12ポイント以上の文字を希望。②英語や図形が記載されている場合は14ポイント希望。  
③問題文に図形や参考資料が含まれる場合は、片面印刷を希望。④解答用紙の罫線は濃い目にして欲しい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 学生が要望してきた配慮内容は、全て対応できるものであった。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 当該学生と良好な関係を維持しており、配慮の内容に満足していると思われる。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て: なかった

## その後の経過、課題等

記載なし



事例No. 1279 (弱視) 受験上の配慮 (試験時間延長、拡大鏡の使用、座席、試験問題の拡大等)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期: 受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模: 5,000から9,999人

対象学生

学科 (専攻) : 記載なし、年次: 記載なし、障害種: 視覚障害 (弱視)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出: 有
- ・申し出を受けた部署 (者) : 入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談: 実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議: 実施なし  
入試担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程: 当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:試験時間の1.3倍の延長及び別室受験

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容2:拡大鏡の使用

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容3:カーテン（開閉可能なもの）の付いた窓側の座席と大きな机の準備

提供した配慮:学校が提案した配慮=ブラインドの付いた窓側の座席と大きな机を準備する。  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している  
事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

### 申し出内容4:問題冊子は22ポイント程度に拡大されたものと原寸大のものを各1冊ずつ配付

提供した配慮:学校が提案した配慮=17ポイント程度に拡大されたものと原寸大のものを各1冊ずつ配付する。  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる  
事後評価の理由・詳細:申し出に対し、十分な対応が可能であると回答しなかったため。

### 申し出内容5:解答用紙はできるだけ拡大されたものを配付

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応可能と回答したため。

### 申し出内容6:試験室とトイレへの案内

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:実際に本人から出願はなかった。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応可能と回答したため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

## 事例紹介（聴覚・言語障害）

### 聴覚・言語障害（聾）

- 事例 No.1357(聾) 卒論発表会での質疑応答、学位授与式にパソコン通訳配置の申し出… 11  
事例 No.1402(聾) 研究室ゼミのディスカッションで文字による支援を利用したいとの申し出… 13  
事例 No.1414(聾) 支援団体とボランティア学生による授業時のノートテイク支援…………… 15

### 聴覚・言語障害（難聴）

- 事例 No.1214(難聴) ノートテイク配置の申し出に対応できず、補聴援助システムで対応… 17  
事例 No.1226(難聴) 補聴援助システム使用の申し出があったが、思うような効果が得られなかった  
…………… 19  
事例 No.1364(難聴) 授業中の講話や座席の配慮、リスニングの授業、試験での配慮の申し出・  
…………… 21  
事例 No.1367(難聴) FM マイク、ノートテイク配置、ノートテイク講習会の実施、クラスメイトへの  
自己紹介…………… 23  
事例 No.1384(難聴) 講話等口頭での情報伝達や本人の発言に際しての配慮、スケジュール確  
認等…………… 25  
事例 No.1523(難聴) 受験上の配慮（補聴器の装用許可）…………… 27

### 聴覚・言語障害（言語障害のみ）

- 事例 No.1360(言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の  
申し出…………… 29

事例No. 1357 (聾) 卒論発表会での質疑応答、学位授与式にパソコン通訳配置の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):農学、年次:4、障害種:聴覚・言語障害(聾)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:卒論発表会（ポスター発表）の質疑応答時にパソコン通訳を利用したい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:卒論発表会のポスター発表の際に、当該学生の近くでパソコン通訳を地域の支援者と障がい学生支援センター教員が実施した。

学部には、パソコン通訳ができるよう、スペースや電源、机、イス等を確保いただいた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人にヒアリングした。

申し出内容2:学位記授与式にもパソコン通訳を利用したい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学位記授与式において、当該学生の前に、表示用パソコンを設置し、会場の端でパソコン通訳を実施した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人にヒアリングを行なった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

キャンパスが複数あるため、障がい学生支援センターのあるキャンパス以外のキャンパスへの支援提供が課題。今回のように地域の支援者への協力を得て支援を提供しているが、費用面の課題もある。各キャンパスでの養成体制の構築や遠隔情報保障支援体制の構築、恒常的な予算確保が必要である。

事例No. 1402 (聾) 研究室ゼミのディスカッションで文字による支援を利用したいとの申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:4、障害種:聴覚・言語障害(聾)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。

相談内容

これまでは、自分の聴力でなんとか聞きとり、資料を読んで学んできたが、研究室ゼミでは、周囲のディスカッションについていけず、自分への指導や質問もききとれず、やりとりに時間がかかり、困っている。文字による支援を利用してみたい。

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:研究室ゼミのディスカッションで文字による支援を利用したい

提供した配慮:学校が提案した配慮=パソコン通訳と音声認識アプリの活用の両方を提案した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:ゼミの開催時に、障がい学生支援センター教員と支援学生がパソコン通訳を行った。都合が合わず支援がつけられない場合は音声認識アプリの入ったタブレットを貸し出し使ってもらった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人にヒアリングを行なった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

今回はなんとか支援を提供できたが、定期的に支援を提供できる体制はまだ不十分であるため、支援学生の養成と支援体制の充実・維持が必要である。



事例No. 1414 (聾) 支援団体とボランティア学生による授業時のノートテイク支援

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期: 受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模: 10,000人以上

対象学生

学科(専攻): 社会科学、年次: 1、障害種: 聴覚・言語障害(聾)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出: 有
- ・申し出を受けた部署(者): 入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談: 実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議: 実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程: 建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

記載なし

相談内容

記載なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:ノートテイク支援（聴覚障害）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:入学前面談で、支援可能な範囲を説明

提供した配慮の具体的内容:業務委託をしている支援団体とボランティア学生による授業時のノートテイク支援

事後評価:記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

キャンパスごとに支援できる内容が異なることが課題である。

事例No. 1214 (難聴) ノートテイク配置の申し出に対応できず、補聴援助システムで対応

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:3、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:ノートテーカーの派遣

提供した配慮:学校が提案した配慮=大学が補聴援助ワイヤレスマイクを購入し授業時に使用する

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:修学支援コーディネーターが学生と複数回面談を行い、2種類の補聴援助システムを体験してもらった。学生本人の意見を尊重し、希望した援助システム（補聴援助ワイヤレスマイク）を予算外申請をしたのちに購入し、使用できるように備品を整えた。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:本来希望のノートテーカーの派遣は、学生ボランティアの育成が出来ておらず外部から人を雇う予算もなかったため実現できなかったが補聴援助ワイヤレスマイクの購入には満足してくれたため。

### 申し出内容2:会話の見える化アプリの使用

配慮の不提供を決定した

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:補聴援助ワイヤレスマイクの購入が叶ったため。

### 申し出内容3:補聴援助ワイヤレスマイクの使用

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:補聴援助ワイヤレスマイクを購入し、授業で使用できるように手配したがその後本人から配慮依頼の、連絡がなかったためまだ使用に至っていない。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:授業に関する大事なポイントについてポータルサイトに掲載してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:全ての教員ではないが学生本人に授業に関する大事な案内をポータルサイトに掲載

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生本人との面談時に報告を受けた。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

本人から相談があったのが12月上旬で、1月末には授業がすべて終わるという状況だった。ノートテーカー配置については、大学として現在調整中で、学生ボランティアで行なうか、外部委託をするかについてまだ結論が出ていない状況であったため、支援機器を導入することとした。補聴援助システム2種類を本人に試してもらい、本人が選んだシステムを使用することとした。本人からの最初の申し出には会話の見える化アプリもあったが、補聴援助システムを試した本人が、これだけ聴こえれば会話の見える化アプリは必要ないとのことだったし、他大学に情報収集したところ、会話の見える化アプリは互換性などにまだ問題があるとのことだったので導入は見送った。ノートテーカーの配置については、まだ結論は出ていない。

申し出の時期が3年の授業はほとんど終わっている時期で、本人は単位取得もできていたが、4年に進級するにあたって、就職指導ガイダンス等で必要になるのではないかとということで申し出があった。補聴援助システム購入後、必要があればいつでも申し出るように伝えたが申し出はなかった。本人はすでに就職も決まったとの情報があり、必要がなかったものと思われる。

事例No. 1226 (難聴) 補聴援助システム使用の申し出があったが、思うような効果が得られなかった

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:通常の授業ではパソコンテイクを実施しているが、グループワークの際は補聴援助システムを使用して発言者に使用し

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:グループワークで同じグループの学生に発言の際は補聴援助システムを使用してもらっ

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:補聴援助システムは一番大きな音を拾うので、他グループの笑い声などを拾ってしまい、思うような効果が得られなかったため。

申し出内容2:学内で開催される講演会に手話通訳を付けてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学外者も参加できる講演会であったため、主催する部署が手話通訳の導入に理解を示し、すぐに手配をした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:手話通訳者を付け、講演内容が十分に理解できたため。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

補聴援助システムは思うような効果が得られなかったため、会話の見える化アプリを試してみようということで準備中。現在は、パソコンテイクをつけて対応しているが、後期の授業が始まったばかりなので、学生からは特にそれについての相談は来ていない。

事例No. 1364 (難聴) 授業中の講話や座席の配慮、リスニングの授業、試験での配慮の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:授業中の配慮について：座席の優先指定

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:座席指定の授業では、先生の声が聞き取りやすく、口元が見えやすい座席を確保できるように対応する（先生の声が効き耳の側から入ってくる方が聞き取りやすことに留意する。）。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容2:授業中の配慮について：講話における配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮例を参考にして可能な範囲で、授業科目の特性に合わせて対応する。【配慮例】①授業中の早口、②話しながらの板書、③テキストベースで補う、④教科書の署名や該当ページの明記等。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容3:授業中の配慮について：英語の授業における配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:リスニングのカセットデッキの音が聞き取りにくいというもので、カセットデッキに近い、前の席に着席することで、聞き取れるとのことだったので、そのように配慮した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:前期、後期にそれぞれ面談を実施し、本人からマイナス評価はなく、次学期も同様の配慮をしてほしいとの申し出があったため。

### 申し出内容4:試験の配慮について：重要事項の視覚的な伝達

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:連絡事項や説明、試験中に質問した場合の回答は、紙に書いたものを渡すか黒板に書くなど、確実に内容が伝わるように対応する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容5:試験の配慮について：英語（リスニング）の試験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:リスニングのカセットデッキの音が聞き取りにくいというもので、カセットデッキに近い、前の席に着席することで、聞き取れるとのことだったので、そのように配慮した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:前期、後期にそれぞれ面談を実施し、本人からマイナス評価はなく、次学期も同様の配慮をしてほしいとの申し出があったため。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし



事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(難聴)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 事務窓口での対応

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 学生生活支援担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業中はFMマイクを使用してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:職員から教員へFMマイク使用のお願いの文書を発信。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的な面談の際にニーズを満たしているのか確認ができていたため。

申し出内容2:希望科目にノートイクをつけてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:職員が希望科目のノートイクを手配し、教員へ配慮文書を発信。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的な面談の際にニーズを満たしているのか確認ができていたため。

申し出内容3:DVDの音声が出るスピーカーにFMマイクを近づけてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=小型スピーカーを貸し出しし、各教室で小型スピーカー用配線工事を実施した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:職員が他部署へ小型スピーカーの必要性を伝え、工事を依頼した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

申し出内容4:ろう学校の教員とともにノートイク講習会を開催したい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教員が授業の調整をし、同じ学科の学生たちにろう学校の教員が講師になり、ノートイク講習会を開催した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:ろう学校の教員と本人の希望どおり、授業内でノートイク講習会を開催した。

申し出内容5:入学時に同じ学科の学生の前で自己紹介をして、聴覚障がいの理解を深めてもらいたい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学時のオリエンテーション担当部署の職員が教員等と調整し、自己紹介ができる場を設けた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:希望どおりに自己紹介ができ、満足している。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(難聴)、精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 試験の評価、単位取得、卒業要件等 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:聴覚に関する配慮：座席の優先指定

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:座席指定の授業では、中央より前列で、先生の声が聞き取りやすく、口元が見えやすい座席を確保する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容2:聴覚に関する配慮：講話での配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮例を参考にして可能な範囲で、授業科目の特性に合わせて対応する。【配慮例】(1)授業中の早口、(2)話しながらの板書、(3)テキストベースで補う、(4)教科書の署名や該当ページの明記、(5)話すときはマスクを取り口元が見えるようにする、など。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:配慮内容が、実際に反映されているように感じなかったから。

### 申し出内容3:聴覚に関する配慮：試験の配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:連絡事項や説明、試験中に質問した場合の回答は、紙に書いたものを渡すか黒板に書くなど、確実に内容が伝わるように対応する。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:グループワーク参加・発言における配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮例など参考に、当該学生が発言を要する場面で参加しやすくなる対応を決定する。

【配慮例】(1)テキストベースで学生本人は意見表明し、教員が読み上げや音声読み上げソフト等の利用を行なう(2)本人の発言は、可能な範囲(本人の状況によるが、5文字程度の時がある)(3)授業中に2、3名の学生と会話するのは可能(4)資料等を本人が読み上げることを避ける、など。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容5:入学後当初のサポート

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学当初、ガイダンス等が集中する時期に、チューターが必要書類やスケジュールの確認などを個別に行なう。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1523 (難聴) 受験上の配慮 (補聴器の装用許可)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期: 受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模: 2,000から4,999人

対象学生

学科 (専攻) : 教育、年次: 1、障害種: 聴覚・言語障害 (難聴)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出: 有
- ・申し出を受けた部署 (者) : 入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談: 実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議: 実施した
- ・検討協議に参加した部署 (者) : 入試担当部署
- ・配慮内容の決定過程: 建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

記載なし

相談内容

入試特別配慮

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:補聴器の装用許可

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生からは特にクレームがなかったため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1360 (言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

私立短大、学校規模:1から499人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:聴覚・言語障害(言語障害のみ)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:吃音があり、発言を求められたりした際、緊張が高くなり、その頻度があがるので配慮してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:履修科目の担任教員に学生の特性を委細した配慮願を配付し、理解を求めた。

事後評価:記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし



## 事例紹介（肢体不自由）

### 肢体不自由（下肢機能障害）

- 事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等…………… 32
- 事例 No.1464(下肢機能障害) エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたいとの申し出…………… 35

### 肢体不自由（上下肢機能障害）

- 事例 No.1215（上下肢機能障害）介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等…………… 37
- 事例 No.1392(上下肢機能障害) ノートテイク配置、授業の保健室受講、ネット配信、録画データ提供等…………… 40

### 肢体不自由（他の機能障害）

- 事例 No.1430(他の機能障害) 受験上の配慮（チェック解答、試験時間延長、別室、車椅子対応等）…………… 43

事例No. 1175 (下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立短大、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1.支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2.支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加  
学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1.配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):学生生活支援担当部署 教務担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門 就職支援部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2.配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行っている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:入学試験時の移動補助。

提供した配慮:学校が提案した配慮=介助の職員を配置した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:面接会場までの付き添いや面接室のドアの開閉補助を行った。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験に合格し、現在通学しているため。

申し出内容2:(入学前に保護者と一緒に校内を巡回した際)エレベーターのない校舎の階段の踊り場手のすりがないため上の階に上がれない。(2か所)

提供した配慮:学校が提案した配慮=追加の手すりを付けた。

配慮不提供の理由:過重な負担(費用・負担の程度)

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:該当学生の学科では手すりが途切れている校舎で講義を行わないよう、講義スケジュールを配慮した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:入学後、学内移動に関して不服の申し出がないため。

申し出内容3:体育時、着替えをする際補助具装着のため椅子を用意して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

申し出内容4:登下校時、母親の送迎は校舎に近い駐車場を使用させて欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容5:学生ロッカーの位置の配慮

提供した配慮:学校が提案した配慮=入り口近くの出し入れしやすい場所を貸し出した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容6:講義で当てられた際、吃音で話せないときは次の学生に回して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:履修している授業科目の担当教員へ配慮願いを出した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容7:学内で避難訓練があるが、他の学生と一緒に移動は難しい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=緊急時用の緊急階段避難車を使用し避難場所まで移動する。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:担当職員を決め、緊急階段避難車で避難場所まで誘導した。(訓練前に1度練習を行った。)

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容8:授業で発表する際、吃音がありできないのでレポートでお願いしたい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:該当授業科目の担当教員に配慮願いを提出した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1464 (下肢機能障害) エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたいとの申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・配慮内容の決定過程:配慮内容の決定過程に当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・決定した配慮内容について学内関係部署に配慮依頼書を配付した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:できる限りの教室変更で対応し、それが不可能な場合は、毎回、職員2人で本人および車イスの上げ下げを実施している。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生からの不満もなく、車イスの上げ下げでは毎回感謝の言葉を述べてくれる。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加  
学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供 登校時から下校時までの生活介助

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: 介助者を配置又はヘルパーの付き添いの許可がほしい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 2名の介助員を雇用し、勤務時間をずらして配置することで、午前の早い時間帯や午後の遅い時間帯にも対応できるようにした。

\* 下校時の宿舎への送りが介助員の勤務時間を超える場合は、学生課職員が宿舎への送り介助を行なうこととした。

事後評価: 記載なし

申し出内容2: 教室に電動車いすの入る高さの調整のできる机を用意してほしい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教室に高さ調整機能付きの机を設置した。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容3: 障害者トイレ、着替えができ横になれるベッドがほしい。介助者が待機できる部屋を用意してほしい。手洗いができるよう、車椅子の入る洗面台があるとよい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 控室を設置し、控室に、空調、洗面台、ベッド、冷蔵庫、机を設置するとともに、その他に必要な消耗品等の購入・補充を行なった。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: こちらの提案を受け入れた

申し出内容4: 痰が詰まったり、誤嚥した時のために医療機器（気道粘液除去装置）の使用を許可してほしい。また、学内の保健師（もしくは看護師）に気道粘液除去装置の操作をお願いしたい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 気道粘液除去装置の使用を許可し、保健師又は看護師が気道粘液除去装置を操作して痰が詰まったり誤嚥した際の処置を行なうこととした。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容5: ノートテイク、実験などの手伝いをお願いしたい。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 支援学生が授業を録画し、授業の録画をパソコンで視聴できるようにした。介助員が授業で使用する教科書・参考資料をPDF化してパソコンに取り込み、授業で使用できるようにした。実験・実習の際は、支援学生が補助を行なうこととした。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。



申し出内容6:字を書いたり、パソコン入力に他の人の何倍も時間がかかるため、レポートの提出期限に余裕がほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業担当教員の可能な範囲でレポート提出期限を延長することとした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容7:体調不良で試験を休んだ場合、追試をお願いしたい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:体調不良で試験を休んだ場合は、追試を実施することとした。同様の措置は一般の学生にも認められる場合があるが、常に適用されるものではない。当該学生については、合理的配慮として常に適用した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容8:学生宿舎に入居するため、宿舎生活に支障がないようにしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学生宿舎に必要な設備(入浴補助具、高さ調節できる机等)を整備した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容9:通学路の安全を確保してほしい。また、授業に出席などの場合に車いすの移動に支障がないようにしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:通学路の見通しが良くなるよう、通学路脇の植栽を剪定した。また、授業の教室を、できる限り控室と同じ階の教室に設定し、移動の負担を少なくした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容10:自分宛の郵便物・宅配便については、大学で取り次ぎし引き渡してほしい。

申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学生に届く本人宛の郵便物・宅配便については、学生課で取り次ぎし本人に引き渡すこととした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:4、障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 試験の評価、単位取得、卒業要件等 休み時間等における、ケア

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 学生生活支援担当部署 教務担当部署 施設・設備担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:講義のノートテイク

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学生が講義のノートテイク、録画を行った。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:事前に配慮内容について、父親を通じ綿密に協議したこと、毎週本人、指導教員、教務担当職員、保健管理部門看護師が聞き取りを行い、無事に卒業することができた。

### 申し出内容2:別室での受講 脊椎損傷により首から下が動かずヘルパーの帯同が不可避。排泄のコントロールができないこと、大型の車椅子のため、教室移動が困難なため

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:車椅子での移動を考慮し、別校舎の教室を用意し、別室での受講を可能とした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合意形成がなされた後も、毎週ヒアリングを行い希望を聞き対応するようにしていたため。

### 申し出内容3:授業のネット配信（遠隔）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業は教務担当職員が毎回ネット配信の準備を行い、録画データを渡し、体調不良等で参加できない場合のフォローを行なった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:授業の録画データの提供

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務担当職員が講義の録画データを毎回学生に配信した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合意形成がなされた後も、毎週ヒアリングを行い希望を聞き対応するようにしていたため。

### 申し出内容5:ヘルパーの同席

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:別室を用意し、ヘルパー等部外者の同席を認めた。

事後評価の理由・詳細:合意形成がなされた後も、毎週ヒアリングを行い希望を聞き対応するようにしていたため。

申し出内容6:試験をレポートにするか、PCでの受験（試験時間延長）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務担当職員が 授業担当教員に学生の要望を伝え、調整した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:授業担当教員の理解、協力が得られニーズを満たせたと思われるため。

申し出内容7:褥瘡予防等のケアをするため保健室の利用許可

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:休憩時間に保健管理センターで褥瘡ケア等を行った。

大学の看護師が事前にリハビリ施設に赴き、学生の状況、処置等について医師と連携し準備した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:合意形成がなされた後も、毎週ヒアリングを行い希望を聞き対応するようにしていたため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

卒業に必要な単位は、全て座学の講義であったため、保健室で講義を受講したり、授業をネット配信しても、本質的変更には当たらないと判断した。

事例No. 1430 (他の機能障害) 受験上の配慮 (チェック解答、試験時間延長、別室、車椅子対応等)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期: 受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模: 10,000人以上

対象学生

学科 (専攻) : 人文科学、年次: 1、障害種: 肢体不自由(他の機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出: 有
- ・申し出を受けた部署 (者) : 入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談: 実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議: 実施なし
- ・配慮内容の決定過程: 記載なし

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行なっていない

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:チェック解答

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:試験時間内に受験生が通常の解答用紙(マークシート)に該当番号をチェックする

試験終了後、試験監督者が本人の前でチェックした番号のマーク欄の塗りつぶしを行なった

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

### 申し出内容2:試験時間の延長(1.3倍)

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学センターが試験時間の延長(1.3倍)を許可した

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

### 申し出内容3:別室受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学センターが試験教室を別室(個室)に設定した

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

### 申し出内容4:試験室入口までの付添者の同伴

提供した配慮:学校が提案した配慮=付添者の控室を用意した

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学センターが付添者の控室を用意した

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に不満があらなかったため

### 申し出内容5:1階またはエレベーターのある階での受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学センターが試験教室を1階かつエレベーターのある階に設定した

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

### 申し出内容6:車椅子での入構

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学センターが車椅子での入構を許可した

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

申し出内容7:杖の持参使用

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入学センターが杖の持参および使用を許可した  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

申し出内容8:試験場への乗用車での入構

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入学センターが試験場への乗用車での入構を許可した(駐車場の利用を許可した)  
事後評価:記載なし

申し出内容9:出入り口近くの席

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入学センターが出入り口近くの席を設定した  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:受験生の希望どおりの配慮を提供したため

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

## 事例紹介（病弱・虚弱）

### 病弱・虚弱（内部障害等）

事例 No.1189(内部障害等) 定期試験を欠席した場合の代替課題、留学準備（医療機関手配等） ..... 47

事例 No.1529(内部障害等) 入院等で欠席した授業の内容を教えてほしいとの申し出 ..... 49

### 病弱・虚弱（他の慢性疾患）

事例 No.1169(他の慢性疾患) 病気により定期試験を受験できない場合に配慮してほしい.. 51

事例 No.1274(他の慢性疾患) 受験上の配慮（会場の事前確認等、化学物質化敏感症への配慮） ..... 53



事例No. 1189 (内部障害等) 定期試験を欠席した場合の代替課題、留学準備 (医療機関手配等)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:2、障害種:病弱・虚弱(内部障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 留学(カリキュラム上必須)の準備

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:治療の副作用のため、授業内試験を欠席した場合の代替課題を提供してもらいたい

配慮の不提供を決定した不提供の理由:教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮依頼文書の配布

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:その後病状が悪化し、評価を受ける機会を逃した教科があったため

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

保護者と連携し、専門医に診ていただけるよう、海外の情報も含め、情報提供を行なった。

保護者をエンパワーし、最終的には学生本人の下宿先に近い医療機関の専門医に見ていただけるようになった。

学生本人には、留学出発2カ月前から出発直前までの期間、自分の病状の変化（好転した状況や、それでもなおのこる不安・不安定要因）について、所属学部の先生にどのように相談すればよいかとの相談をうけ、アドバイスを行なった。

事例No. 1529 (内部障害等) 入院等で欠席した授業の内容を教えてほしいとの申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):理学、年次:1、障害種:病弱・虚弱(内部障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし  
障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

疾患により突発的入院の可能性があることから授業を欠席してしまうことがある。

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1: 出入口付近の座席確保

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 授業の場面で、出入口付近の座席を確保した。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 申し出通りの配慮内容に決定したため。

### 申し出内容2: 途中退席の許可

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 授業中において体調不良やトイレ等による途中退席（一時退席）に配慮

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 申し出通りの配慮内容に決定したため。

### 申し出内容3: 欠席した授業の内容を教えてください。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 授業後において、教員が当該学生が欠席した授業の内容を教える。

事後評価: ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細: 申し出通りの配慮内容に決定したため。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て: なかった

## その後の経過、課題等

当該授業に関し、単位は取得した。

しかし、機関と学生の間で合意形成にいたった内容であっても、実施する教員によって認識や具体的な実施方法に差があり、一部の授業においては決定した内容と異なる内容で実施されていた。

このように、同じ配慮内容であっても部局や授業、教員間で格差が生じているという実態を把握するため、全学的に合理的配慮の実施状況調査を行う予定としている。

事例No. 1169 (他の慢性疾患) 病気により定期試験を受験できない場合に配慮してほしい

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学)、年次:1、障害種:病弱・虚弱(他の慢性疾患)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

病気により定期試験を受験できなかった場合の配慮

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行っている

相談内容

病気のため定期試験を受験できない場合への配慮

申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:病気のため定期試験を受験できない場合への配慮

提供した配慮:学校が提案した配慮=定期試験の時期を特別にずらすことはできないが、追試験の実施時期については不利がないようにできる限り配慮する。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:支援依頼があったが、支援に至る状況になっていない。

事後評価:記載なし

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1274 (他の慢性疾患) 受験上の配慮 (会場の事前確認等、化学物質化敏感症への配慮)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):記載なし、年次:記載なし、障害種:病弱・虚弱(他の慢性疾患)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:当該学生は参加せず、決定後に通知した
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。

相談内容

シックハウス症候群と化学物質過敏症のある学生。受験時の対応は以下の申し出内容1~10の通り。入学後については、①農薬散布、除草剤散布、ワックス使用、工事等がある場合は、事前に連絡してほしい。またできるだけ当人に影響のない日程で実施してほしい。②自分で解決できない問題が生じた場合、勉学を続けるための相談ができるように配慮してほしい、との相談があった。これについては、①事前に連絡する。授業のない日等、できるだけ当人に影響のない日に実施するよう配慮する。②学部の担任制度に基づき対応するほか、障害学生支援担当部署もしくはコーディネーターを相談窓口とする、と回答している。

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:受験会場の事前確認

提供した配慮:学校が提案した配慮=試験日直前の確認は不可だが、なるべく早い時期の確認は可。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:本人および父母が来学し、入試課職員対応の元、試験室候補の部屋を見て回った

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容2:別室（個室）受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入試の際に別室（個室）を設けて、受験できるようにした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容3:非喫煙者の監督者を配置

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入試の際に、非喫煙者の監督者を配置する措置をした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

### 申し出内容4:監督者に化粧品・整髪料・香水を使用させない

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入試の際に、監督者に化粧品・整髪料・香水を使用させない措置をした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容5:監督者に柔軟剤使用したての衣服を使用させない

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入試の際に、監督者に柔軟剤使用したての衣服を使用させない措置をした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

### 申し出内容6:試験室において、床ワックス・殺虫剤・消毒剤等を使用しない試験室において灯油を使用する暖房器具を使用した

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入試の際に、試験室において床ワックス・殺虫剤・消毒剤等を使用しない措置をした。

入試の際に、試験室において灯油を使用する暖房器具を使用しない措置をした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。



申し出内容7:十分な部屋の換気

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入試の際に、十分な部屋の換気をする措置をした。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

申し出内容8:酸素ポンペの持参使用

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入試の際に、酸素ポンペの持参使用を認める措置をした。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

申し出内容9:マスクの着用

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:入試の際に、マスクの着用を認める措置をした。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:申し出のとおり、対応したため。

申し出内容10:問題用紙のインク臭などの化学物質の天日干しなどによる軽減

配慮の不提供を決定した不提供の理由:過重な負担（事務・事業への影響の程度）  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している  
事後評価の理由・詳細:その後特に申し出はなく、実際に受験しているため。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

## 事例紹介（重複）

- 事例 No.1163(重複) スマートフォンを使う出席管理システムにパスワードが入力できない …… 57
- 事例 No.1207(重複) 受験上の配慮（PC 持込、拡大文字問題、試験時間延長、ヘルパーの入室等） …… 59
- 事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出 …… 61
- 事例 No.1293(重複) 介助者の同行許可、レポート試験の時間延長、フランス語の堪能なノートテーカー等 …… 64
- 事例 No.1449(重複) 定期試験等の解答用紙の配慮、代替措置、体調急変時の対応等 …… 67

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:重複

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:出席管理システムのパスワードを授業時間内に入力することができないので教員に対応してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:出席管理システムは、学生のスマートフォンから本学ポータルサイトにアクセスしてもらい、ワンタイムパスワードを入力することで出席とするものである。授業現場での対応は、教員ごとに異なるものの、出席を教員が確認している。教員が紙で当該学生の出席を記録し、システムとは別個に出欠を管理することもあれば、パスワードを打つ手助けをする教員もいるようである。

事後評価:記載なし

申し出内容2:紫外線により眼病が進行する為、室内でも帽子をかぶることを認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1207 (重複) 受験上の配慮 (PC持込、拡大文字問題、試験時間延長、ヘルパーの入室等)

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:大学院、障害種:重複(視野障害・上下肢機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:PC持込による受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:筆記試験時に、持込のPCでの解答作成を認めた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当日および後日に不服、不満、苦情等の申し立てがないため

### 申し出内容2:ゴシック体・拡大文字の試験問題使用

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:筆記試験時の問題文を、ゴシック体18ポイントで作成した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当日および後日に不服、不満、苦情等の申し立てがないため

### 申し出内容3:別室（PC電源有、車椅子入退室可）受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:PC電源の接続と車椅子入退室が可能な、個室を用意した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当日および後日に不服、不満、苦情等の申し立てがないため

### 申し出内容4:ヘルパー入室待機

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:ヘルパーが筆記試験の試験室に入室し、問題用紙のページをめくることを認めた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当日および後日に不服、不満、苦情等の申し立てがないため

### 申し出内容5:試験時間の延長（1.5倍）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:筆記試験の試験時間を、通常90分を135分に延長した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:当日および後日に不服、不満、苦情等の申し立てがないため

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1271 (重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

高専、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:重複

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):その他
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):再入学特別対応チーム
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:保護者による自家用車送迎を許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:通学場面における「保護者による自家用車送迎」及び「自家用車入構」を許可した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なく通学ができています。

申し出内容2:エレベーター・多目的トイレの使用を許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:エレベーター・多目的トイレ使用が必要となる場面における使用を許可した。  
(エレベーターは通常、学生使用不可)

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なく使用できています。

申し出内容3:多目的トイレに導尿用具を設置してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:多目的トイレに導尿用具を設置し、使用できるようにした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言ってきていない

申し出内容4:車椅子専用授業机を設置してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:作業療法士の助言のもと、本人に適した授業机を設置した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なく使用できています。

申し出内容5:授業ノート作成用ICT機器（タブレット端末・PC等）の使用を許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業等において、ICTを使用できるよう配慮した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:問題なく使用できています。

申し出内容6:保健室ベッドへの乗降を介助してほしい。

配慮の不提供を決定した。不提供の理由:過重な負担（費用・負担の程度）

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

申し出内容7:失禁時の洗浄・清拭、及び更衣の介助をしてほしい。

配慮の不提供を決定した。不提供の理由:過重な負担（費用・負担の程度）

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし



配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

- ・エレベータ 24時間使用可能化
- ・非常時における、エレベータなしの避難方法確立
- ・卒業研究 研究室等設備変更（スライドドア化等）

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:大学院、障害種:重複(上下肢機能障害・高次脳機能障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 事務窓口での対応

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:授業への介助者の同席

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業への介助者の同席は、センターから教員の許可を得、全授業で同席を可能とし

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談をしているため、様子は把握している。修学支援事業に関わる報告で市役所に一緒に行くが、そこでも本人から好意的な発言が複数回あった。

### 申し出内容2:授業の録音

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業の録音については、センターから教員の許可を得、全授業で録音を可能とした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談をしているため、様子は把握している。修学支援事業に関わる報告で市役所に一緒に行くが、そこでも本人から好意的な発言が複数回あった。

### 申し出内容3:レポート試験の期間延長

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:レポート試験の期間延長については、必要な助言はセンターが行なうことを前提として、学生本人が必要な授業に関して直接教員に申し出をすることとし、受け入れられた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:必要に応じた、身の回りの身体に関わる措置

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:奨学金を申請する運びとなり、センターから奨学金申請担当部門の許可を得、申請書類については介助者の代筆を認めてもらった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:センターが協力して、書類チェックなどを行い、無事に不備なく申請書類は受領されたとともに、奨学金も無事に支給された。

### 申し出内容5:フランス語の得意なノートテイクの依頼

配慮の不提供を決定した不提供の理由:過重な負担（実現可能性の程度）

不提供の理由・詳細:大学院履修者であることから、フランス語能力は準1級以上であることが条件となったが、この条件を満たすノートテイクの派遣が難しいため。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:フランス語能力準1級相当のノートテイクを確保できなかったため、当該学生と建設的対話を行ない、板書撮影の許可と授業内容の録音許可で代替する了承を得た。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:我慢という選択肢に語弊があると感じるが、本大学院生はフランス語検定2級・準2級レベルでは、意味がないことを明確に要望しており、派遣が難しいことは重々理解している。1年経過し、録音と予習復習で単位取得が可能であることも実感できている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について

「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」は2018年度に開始された事業で、当該学生も同年4月1日に入学したため、本学、市、国と次のようなやり取りが生じた。

○適用要件

本事業の要件に、障害学生支援に関する専門部署と専門委員会の設置があったが、前者は2017年度設置、後者は2018年度設置と新しく、かつ、それらの組織規程は2018年度から適用されるという事情があったので、組織立ち上げの経緯について、国から市を介して質問された。回答のため、市役所には度々訪問した。市も国に対して、必要事項を照会した。

○支援計画の提出

支援計画の提出を求められた。提供した配慮として記載した内容のほかに、修学上の支援・学生生活面の支援として、以下の対応を提案・実施した。

- ・図書館に書籍探しを手伝う担当の職員を配置
- ・支援担当部署にいつでも相談できるよう、専任の窓口担当者を配置
- ・2017年度では、保健室の看護師が非常勤で常駐していなかったが、看護師を一人増やしてシフトを組んで、看護師が常駐している環境を作る
- ・当該学生の介助者に待機する場所を提供

○サービスの上限

本制度による国からの補助は500時間までなので、万が一それを超えた場合は、超過分を本学が負担することを決定

○採択

以上の点について、6月に本学職員と当該学生で市役所を訪問し、組織体制と本学の支援計画について報告した。7月に国から本事業に採択されたが、事業初年度であることの特例として、本事業の適用は4月1日の入学時に遡って適用されることになった。

○更新

本事業による補助を引き続き受けるための更新手続きが必要なので、本年度の支援に関する報告と来年度の支援計画について、市に報告する予定である。

○適用の範囲

なお、来年度のこととなるが、授業以外の修士論文の指導を受けるに当たって、本事業の対象になるか市を通して国に確認したところ、適用対象である旨、回答を頂いている。

○情報収集

入学前に、民間支援団体等等を本学に招き、当該事業の制度について解説を受けた。

事例No. 1449 (重複) 定期試験等の解答用紙の配慮、代替措置、体調急変時の対応等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):その他、年次:1、障害種:重複 肢体不自由(上肢機能障害)、病弱・虚弱(他の慢性疾患)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:記載なし
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:記載なし

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:試験などの答案用紙は、罫線を引いたものを用意してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:試験中に用いる答案用紙について、試験担当課が罫線が引かれた答案用紙を準備した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:本人の要望通りの支援を行っており、その後の経過聞き取りでも、継続した支援を希望しているため。

申し出内容2:体調の急激な悪化の場合についての対応（救急車の手配等）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:現在、配慮を必要とするような急な体調悪化は生じていない。緊急対応の必要性が生じた場合は、障がい支援担当課及び保健担当部署が、救急車の手配などの対応を行う予定。

事後評価:記載なし

申し出内容3:定期試験だけでなく、追加レポートの出題をして評価をしてほしい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業の性質上、追加レポートが可能な科目と実施困難な科目があったため、実施の可否について本人へ説明し、合意形成を図る取り組みを行った。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:当該学生が所属する学部が、当該学生が履修している科目担当者に対して、追加レポートの実施可否に関する調査を実施。その結果をもとに、各科目担当者が追加レポートの提供などの配慮を行った。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

申し出内容4:授業欠席時に出題されたプリント課題や小テストについて、代替措置をとってほしい。

配慮の不提供を決定した。不提供の理由:障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため

配慮内容決定時での合意形成:記載なし

事後評価:記載なし

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

現在、学内カウンセラーの定期面談を行いながら、安定した学生生活を送っている。

## 事例紹介（発達障害）

### 発達障害（SLD）

事例 No.1474(SLD) 授業の撮影・録音許可、資料配付、試験時間延長、レポート提出期限延長等	70
--	----

### 発達障害（ADHD）

事例 No.1218(ADHD) 実務訓練履修を就労移行支援事業所プログラム履修で代替等	73
事例 No.1425(ADHD) 定期試験で別室受験を申し出ることがあり、その都度対応	75
事例 No.1521(ADHD) 英語の授業で口頭で伝えられる和訳を紙媒体で提供してほしい等の申し出	77

### 発達障害（ASD）

事例 No.1191(ASD) 聴覚過敏への対応（ポイントテイク配置）、プレゼンテーションの代替課題等	79
事例 No.1372(ASD) 障害への理解、スケジュール管理、視覚情報処理、グループワークへの配慮等	81
事例 No.1373(ASD) 講話等、口頭情報に関する配慮、授業資料の事前・事後配付、座席配慮等	84
事例 No.1399(ASD) 本人が具体的な申し出ができないため、保護者から配慮の申し出があった	87
事例 No.1508(ASD) 授業の撮影・録音許可、投影資料の配付、レポート提出期限延長、グループワークへの配慮等	89

### 発達障害（発達障害の重複）

事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応	92
事例 No.1385(発達障害の重複) 入学式、オリエンテーション等での配慮、グループワーク、発表等への配慮	94
事例 No.1455(発達障害の重複) 単位取得済みだが理解不足だった低学年科目の再聴講を希望	96

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:発達障害(SLD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 定期試験

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし



## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:板書の撮影。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業中に学生が板書を撮影することを教員が許可する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

### 申し出内容2:データの積極的配布。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:講義資料等のデータの積極的配布を教員が行う。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

### 申し出内容3:授業の録音。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業中に担当教員の下承のもと、授業の録音を教員が認める。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:支援内容について、学生と大学間で交わした合意書

### 申し出内容4:レポートの提出期限の延長。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:レポートの提出期限の延長を教員が許可する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

申し出内容5:質問に行ったときの具体的な指示（見通しを示す、視覚的に伝える）

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:質問を受けた際に教員及び学務担当職員が具体的に指示を行う。（見通しを示す、視覚的に伝える）

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行い、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:4、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 学生相談部門 就職支援部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:在学年限を延ばしてほしい。

配慮の不提供を決定した不提供の理由:教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

配慮内容決定時での合意形成:記載なし

事後評価:記載なし

申し出内容2:大学院の推薦入試を優先的に受けられるようにしてほしい。

配慮の不提供を決定した不提供の理由教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

配慮内容決定時での合意形成:記載なし

事後評価:記載なし

申し出内容3:周りの音などが気になる場合に研究室外の場所で研究等を行えるようにしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:研究等を一定時間、図書館で行うことを指導教員が認めることとした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

申し出内容4:研究室で研究中に研究室外に出て休憩を取れるようにしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:研究室で研究等を行う際は、適宜研究室外に出て構内を10分程度歩くなどして休憩を取ることを指導教員が認めることとした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

申し出内容5:就労移行支援事業所プログラムの履修を実務訓練履修と見なしてほしい。また、就労移行支援事業所のプログラム履修時間だけでは実務訓練の規定時間に足りないのので、事業所スタッフのサポート時間や大学内での履修時間も実務訓練履修時間として認めてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:就労移行支援事業所プログラムの履修時間、就労移行支援事業所スタッフによるサポート時間及び大学の指導教員による大学内での訓練時間を合わせた履修時間を実務訓練履修時間として認めることとした。「実務訓練実施委員会」において、本質的変更にあたらないかについて議論はあったが、実務訓練（企業内実習）と就労移行支援事業所プログラム（社会的スキル等を学ぶもの）には内容が異なる部分はあるものの、キャリア教育という観点では共通するとして、本質的変更には当たらないと判断した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:提供した配慮についてアンケートを行なった結果、満足しているとの回答であった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

定期試験時での配慮

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

定期的ではないが、当初に配慮を行う上で学生本人からもヒアリングしながら対応しており、実施後においても不都合なことがあれば申し出するように伝えている。本人からの申し出がなければ同様の対応をしている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:定期試験において、別室受験を希望

提供した配慮:学校が提案した配慮

配慮内容決定時での合意形成:

提供した配慮の具体的内容:常にすべての定期試験に対して、別室受験を希望しているわけではなく、必要があったときに、学生がその都度、申し出る。申し出があった場合は、面談をして状況を確認し、配慮を提供している。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生は概ね満足している。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1521 (ADHD)英語の授業で口頭で伝えられる和訳を紙媒体で提供してほしい等の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学)、年次:1、障害種:発達障害(ADHD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった。学生の配慮の申し出は、障害学生支援担当の全学的教員組織が受け付けて、合理的配慮の内容を決定し、学部に送付する。学部内でその内容を再度検討した後、その学生を担当する教員に配慮依頼を行なう。その後、担当教員と学生、場合によっては障害学生支援担当の全学的教員組織の教員を交えて、建設的対話を行い、最終的に提供される配慮内容が決まる。

- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

複数の作業を同時処理することが困難であることから、語学の授業(英語)において、教員より口頭で伝えられる和訳について、ノートをとることが難しい。

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業で使用するスライドを事前に配布してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業において、教員がスライドの資料を事前配布した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出の通りの配慮を決定し、実施したため。

申し出内容2:板書の撮影許可

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業の際に、学生が自ら板書を撮影することを許可した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申し出の通りの配慮を決定したため。

申し出内容3:(語学の授業(英語)において)教員より和訳が口頭で伝えられる場面において、全文訳を紙媒体で提供してほ

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業終了後に、教科書の例題の回答をメールで送る。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業終了後に、教員が当該学生に対し、教科書の例題の回答をメールで送ることとした。その範囲は全文訳ではなく、一部分のみの和訳となってしまった。教員が教材や和訳が流出することを過度に懸念すぎたことと、英語の授業であるため、英文の和訳を全文提供することは、講義の本質を変更するものではないかと心配したことが理由である。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

当該授業に関し、単位は取得した。

他の学生との公平性に慎重でかつ当該支援学生に提供した資料が他の学生に出回ることなどを危惧した教員が、提供する資料の範囲を過度に制限してしまったため、当該学生が十分満足できる資料を受領することができなかった。



事例No. 1191 (ASD) 聴覚過敏への対応 (ポイントテイク配置)、プレゼンテーションの代替課題等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:3、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:聴覚過敏のため、支援技術等を用いた情報取得の配慮をもらいたい

提供した配慮:学校が提案した配慮=ポイントテイクの配置

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮依頼文書の配布(教務事務)

障がい学生支援コーディネーターが支援技術(補聴援助ワイヤレス補聴器)をレンタルし試用(結果的には合わなかった)。

障がい学生支援コーディネーターがポイントテイク養成講座を実施し、テイクを養成。必要となる科目に配置し

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:ポイントテイクがいることで、安心して授業に出られるとの反応を得ている。

申し出内容2:プレゼンテーションやグループワークがある科目における、代替課題の提供、及び、PC読み上げ機能を使った発表許可

提供した配慮:学校が提案した配慮=代替課題を指示した。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学生委員(学部教員)が、本人の履修科目担当教員へ直接相談を持ちかけ、代替課題等の対応の内諾を得た。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:代替課題(レポート)自体は大変だったが、プレゼン発表を求められることはなかったため

申し出内容3:レポート課題等の評価に関わる重要事項の書面配布

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:各科目担当者が、試験や評価に関する情報を文字により提供した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

次年度もポイントテイクの配置ができるよう、テイクのリクルートを行なった。

支援技術(スマートフォンやタブレットで使用できるもの)について、情報提供と、デモンストレーションを行なった。

支援は奏功しているものの、二次障害の影響を少なくするまでの効果はなく、心理的な支援が課題となっている。

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:医療・体調面への対応に関する共通理解

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:磁気を帯びた物が左耳に直接触れることがないようにする(ヘッドフォンなど)。片耳用のヘッドフォンを使用する場合は右耳のみの使用とする。本人の体調に関する資料を配布する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容2:医療・体調面への対応に関する共通理解

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:同じ失敗をしたとき、大きな声での叱責や問い詰めるような言い方を避けるようにする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容3:入学後当初のサポート

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学当初、ガイダンス等が集中する時期に、学科のチューターが必要書類やスケジュールの確認などを個別に行なう。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:座席の優先指定について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:学生の座席は、前列で授業担当教員がすぐに指示できる位置を指定できるように配慮する。困難な場合、学生本人と面談し決定する。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

### 申し出内容5:重要事項の伝達方法の配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:提出課題の期限や内容の説明、急な予定変更の説明、2つ以上の指示、試験に関する説明など重要事項を伝達する場合は、事前に提案された配慮例を参考にして、可能な範囲で対応する。(1)メモ等のテキストベースでの伝達(2)具体的に(3)優先順位(4)メモの指示(5)待つか手伝う(6)個別の確認。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

### 申し出内容6:グループワーク参加における配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:可能な限り議論のテーマの具体化を行い、板書やスライドを活用するなどの視覚的な伝達を行う。また、学生本人からの相談を受けううえで、事前に提案された配慮例などを参考にして、当該学生がグループワークに参加しやすくなる対応を決定する。

【配慮例】(1)本人に役割を持たせる参加、(2)レポート提出があるときには記録物(録音、他の学生がまとめたノートのコピー)など。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

申し出内容7:授業内容の情報提供を補充する方法について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:講義の板書内容やスライドの講義内容等の情報提供を補充する方法として、事前に提案された配慮例を参考に、各授業に適合する方法で配慮を行う。後日、各授業で可能な情報提供方法について通知する。

【配慮例】(1)スライド等の講義内容やレジュメを紙媒体で提供、(2)授業の質問タイム設定、(3)スマートフォンで板書内容の撮影許可、(4)録音の許可、(5)講義後に学生のノート及び書き込み資料を提供し、本人がスキャンしデータを保存する、など。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容8:視覚情報に基づいて行動することへのサポート

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:配慮例を参考にして、視覚情報を整理・処理しやすくなるように可能な範囲でサポートする。本人からの相談を受けたいうえで対応を決定する。

【配慮例】(1)スライド中の注目すべき場所をレーザーポイントで指示する、(2)見る順番を教える、(3)言葉で説明するなどの支援、(4)作業工程・制限時間・注意事項等をわかりやすく、順番・ポイントを明確にする、など。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:レーザーポインターで、説明している箇所をわかりやすく簡潔に伝えてほしい授業があったとの感想あり。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:記載なし

事例が起きた学校

私立短大、学校規模:1から499人

対象学生

学科(専攻):芸術、年次:1、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 施設・設備担当部署
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:重要事項の伝達方法について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。①口頭のみでの伝達を避け、話す内容を板書やプリント類で補うようにする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容2:重要事項の伝達方法について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。②あいまいな表現を避け、具体的な指示・説明を心掛けるようにする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容3:教材の配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。①事前に授業のアウトラインが分かるようにするために、資料等の提供を行う。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:教材の配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。②復習できるように、講義中の板書やスライドの情報を紙媒体で提供する。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:授業によっては資料が欲しい時があったとの感想あり。

### 申し出内容5:講話における配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。①授業中はあまり早口にならないようにする

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

### 申し出内容6:講話における配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業科目の特性に合わせて可能な範囲で以下のように対応する。②強い語調や大きな声での話し方を避けるようにする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

申し出内容7:座席の配慮について

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:本人の申し出により、壁に近い席や後方の席などの当該学生が希望する席に座れるように、授業担当教員と相談できるようにする。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:座席で、男性の近くだと精神的に圧迫されるので男女わかれてほしいとの感想あり。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし



事例No. 1399 (ASD)本人が具体的な申し出ができないため、保護者から配慮の申し出があった

#### 事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

#### 事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

#### 対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:発達障害(ASD)

#### 支援の申し出

##### 1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生相談部門
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

##### 2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 事務窓口での対応 試験の評価、単位取得、卒業要件等

#### 申し出への対応

##### 1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

##### 2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

#### 相談内容

広汎性発達障害で、高校時代から学校側に配慮をお願いしていた、大学ではどのような配慮をしてもらえるのかという相談が、母親から学生相談室にあった。本人が具体的な配慮を求めることができないため、母親がカウンセラーと相談し、学生の代わりに授業や学習上の配慮を求めているとのこと。

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:欠席回数・レポート提出期限の猶予

提供した配慮:記載なし

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

### 申し出内容2:試験等の追加受験、レポート代替等

提供した配慮:学校が提案した配慮=希望する配慮を、各授業担当教員に伝え、配慮が可能かどうかは教員の判断に基づき、個別に対応する。追試は、ルール通り申請すること。

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

### 申し出内容3:ノートテイク

配慮の不提供を決定した。 不提供の理由:過重な負担（費用・負担の程度）

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

### 申し出内容4:重い症状の時に休養できる空間

提供した配慮:学校が提案した配慮=保健室の利用を勧めた。

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

### 申し出内容5:授業中の指名を抑える

配慮の不提供を決定した。 不提供の理由:教育の目的・内容・機能の本質的な変更となるため

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

本学としては、母親を本人の代理として扱った。本人と母親の間に対立はないように見える。

事例No. 1508 (ASD) 授業の撮影・録音許可、投影資料の配付、レポート提出期限延長、グループワークへの配慮等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:発達障害(ASD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門

・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった。学部内にある学生支援部会において、申し出が合理的なものか審議したうえで、配慮内容を決定する。この会議体は、学部長が選任した教員および教務委員と学務の担当職員で構成されている。審議に当たっては、学生支援室ならびにバリアフリー支援室に所属する教員に意見をもらう。意見は一般に文書でもらうが、必要があれば、学生支援部会に出席してもらい直接聞くこともある。当該学生は参加せず、決定後に通知した。

- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1: パワーポイントでの講義の場合のパワーポイント資料の配布

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教員がパワーポイントでの講義の場合にパワーポイント資料の配布を行う。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 定期的に面談を行い、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

### 申し出内容2: 板書形式の授業の場合、板書等の撮影許可及び録音許可

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教員が、板書形式の授業の場合、板書等の撮影許可及び録音許可を行う。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 定期的に面談を行い、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

### 申し出内容3: 英語科目を含む講義科目に関するレポート等の提出期限など、重要な連絡事項のメモの配布またはメール連絡

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教員が英語科目を含む講義科目に関するレポート等の提出期限など、重要な連絡事項のメモの配布またはメール連絡を行う。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 支援内容について、学生と大学間で交わした合意書

### 申し出内容4: レポート等の提出期限にゆとりをもつことを希望する

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教員がレポート等の提出期限にゆとりを持たせる。センター試験の時間延長の基準を参考に、概ね1.3倍レポートの提出期間を延長している。例えば、提出期間が一週間なら、9日間に延長される。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

### 申し出内容5: 班編成に配慮を行う。

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 教員が実験系科目等複数人で班組を行う講義について、編成面での配慮を行なう。グループディスカッションについては、通例、学籍番号などで機械的にグループを作るものだが、当該学生に対しては、交友関係があり、障害に理解のある学生とグループを組ませるようにした。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

申し出内容6:体調不良時の迅速な退室と休養への配慮

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教員が体調不良時に迅速な退室と休養への配慮を行う。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

申し出内容7:体調不良時の保健管理センターまたは担当教員への連絡

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教職員が体調不良時に保健管理センターまたは担当教員へ連絡を行う。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

申し出内容8:英語科目におけるグループワークの少ない授業への配置

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教職員が英語科目におけるグループワークの少ない授業へ配置を行なう。多数実施する教員と少数実施する教員がいるが、どの教員に当たるかは抽選で決まる。ただし、当該生徒に対しては、グループワークを少数実施する教員に必ず当てるようにした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:定期的に面談を行ない、障害の状況に変化があった場合や学生の希望する支援・配慮内容に変化がないか確認し、合意書を交わしている。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1183 (発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 事務窓口での対応 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加  
試験の評価、単位取得、卒業要件等 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者): 入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:周囲がざわついている環境に耐えられないことに関する対応策。□

提供した配慮:学校が提案した配慮=授業等における入退室時間の変更。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務学生課職員が教員に相談をし、授業の入退室時間を変更することを教員が許

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:周囲がざわついている状況は、授業中に突然起こることがあり、我慢を強いられることがある。また、入退室時間の変更は静かな環境で入室できる反面、周囲の目が気になり、負担に感じている場面もある。

申し出内容2:急な予定変更に対応できないことに対する対策

提供した配慮:学校が提案した配慮=急な教室変更等があった場合は、職員が付き添いを行う。翌日の予定は紙に書いて示す。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:急な教室変更については、教務学生課職員が付き添いを行なった。翌日の予定は紙に書いて伝えることとした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生から特に意見がないため。

申し出内容3:少人数クラスにおけるグループワークについて、一緒に学習することが精神的負担となることに対する対応策

提供した配慮:学校が提案した配慮=同内容の別クラスの履修を提案。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務学生課職員が同内容の別クラスの履修を提案し、支援学生が履修した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

申し出内容4:前方の座席の確保

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務学生課職員が前方の座席を確保した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生から意見がないため。

申し出内容5:休憩場所・居場所の確保

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務学生課が学生サポート室を居場所として紹介した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:学生から意見がないため。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

グループ学習について、学生の特性に合わせて代替案を模索するが、学生に受け入れられず単位取得が困難なこと。

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):理学、年次:1、障害種:発達障害(発達障害の重複…ADHD、ASD)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし



## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:入学式での別室待機

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学式会場の医務室で参列できるよう調整した。  
人混みをできるだけ避けられるよう、正面入口でなく別の入口から入構させた。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない

### 申し出内容2:オリエンテーション時の座席指定及び個別の補足説明

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:入学後のオリエンテーションにおいて、教室最後列の席を事前に確保した。また、全体説明後に個別に補足説明を行った。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:特に大きな問題が生じていない。

### 申し出内容3:障がい学生支援部署における定期的なカウンセリングの実施

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:主として障がい学生支援担当部署の教員が、各学期開始時の履修計画・履修方法等の相談・相互確認を行なっている。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

### 申し出内容4:オリエンテーション及び健康診断時の個別対応

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:心身の負担等を軽減するために、オリエンテーション時には、別日を設定し個別に保健管理センター内の個室で説明を行なった。また、健康診断については、日時を指定し、個別に健康診断を実施した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1455 (発達障害の重複) 単位取得済みだが理解不足だった低学年科目の再聴講を希望

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

事例が起きた学校

国立高専、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:4、障害種:発達障害(発達障害の重複)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:理解不足の低学年科目の再聴講

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:本来、既に単位を取得した科目についての再聴講は認められていなかったが、その科目の理解不足のため、4年次で履修した授業についていけなくなっていたため、再聴講を希望したものを。再聴講が認められ学生は授業に出席した。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:再聴講の実施によって進級できたため

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

現在、来春の卒業を目指して勉学に励んでいるが、就職活動との両立が難しい。

## 事例紹介（精神障害）

### 精神障害（統合失調症等）

- 事例 No.1252(統合失調症等) 授業や小テストの欠席について、レポート等の代替措置の申し出  
..... 99
- 事例 No.1421(統合失調症等) 授業の録音・録画許可、投影資料や板書内容の資料提供…  
..... 102

### 精神障害（気分障害）

- 事例 No.1330(気分障害) 実験を欠席した際の補講の実施、レポート提出期限の延長等……  
..... 104
- 事例 No.1494(気分障害) ビデオ通話によるオンラインでの学位論文発表、口頭試問の実施……  
..... 106

### 精神障害（神経症性障害等）

- 事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応  
..... 108
- 事例 No.1186(神経症性障害等) 遅刻、授業中の服薬への理解、授業の配付資料を後日もらい  
たい..... 110
- 事例 No.1527(神経症性障害等) 定期試験の全科目について、別室受験を希望..... 112

### 精神障害（他の障害）

- 事例 No.1475(他の精神障害) 授業の録音許可、遅刻、欠席した授業の資料配付、代替措置  
等..... 114
- 事例 No.1485(他の精神障害) シラバスにない授業でグループワークが実施され、場面緘黙への配  
慮がなされなかった..... 116

事例No. 1252 (統合失調症等) 授業や小テストの欠席について、レポート等の代替措置の申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:4、障害種:精神障害(統合失調症等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

### 申し出内容1:授業ごとの欠席回数の教示

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:メールでの意見聴取

### 申し出内容2:小テストを欠席した際に別日での受験希望

配慮の不提供を決定した  
不提供の理由:障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため  
配慮内容決定時での合意形成:  
不提供の経緯、具体的理由:支援担当部署は、当該学生が様々な我慢の末、やむをえず申し出たものであると説得したものの、授業参加が講義の大前提であり、他の学生と異なる扱いはできないという意見を持つ教員が多く、さらに「レポートによる代替」などを安易に単位を取得する手段と邪推する教員もいるため、配慮の提供を検討する委員会で不提供と決定された。  
事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している  
事後評価の理由・詳細:今までの委員会の裁定を考慮すると、大学の公式見解としては、不提供となる可能性が高いこと、理解のある教員は個別に配慮してくれる可能性があることは、当該学生に事前に説明し、反発はされなかった。

### 申し出内容3:授業中に体調不良となった際の途中退出

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:受講科目担当教員に、支援担当部署が、配慮願を送付。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:学生の要望を受け入れた為

### 申し出内容4:欠席回数が一定回数を超過した際、レポート等での代替措置

配慮の不提供を決定した 不提供の理由:障害者でない学生との比較において同等の機会の提供とはならないため  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
不提供の経緯、具体的理由:支援担当部署は、当該学生が様々な我慢の末、やむをえず申し出たものであると説得したものの、授業参加が講義の大前提であり、他の学生と異なる扱いはできないという意見を持つ教員が多く、さらに「レポートによる代替」などを安易に単位を取得する手段と邪推する教員もいるため、配慮の提供を検討する委員会で不提供と決定された。  
事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している  
事後評価の理由・詳細:今までの委員会の裁定を考慮すると、大学の公式見解としては、不提供となる可能性が高いこと、理解のある教員は個別に配慮してくれる可能性があることは、当該学生に事前に説明し、反発はされなかった。

### 申し出内容5:各教科の教員のメールアドレスの教示

提供した配慮:申し出通りの配慮  
配慮内容決定時での合意形成:できた  
提供した配慮の具体的内容:受講科目担当教員に、支援担当部署が、配慮願を送付。  
事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している  
事後評価の理由・詳細:学生とのメールの遣り取りで確認

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

その後の経過、課題等

記載なし

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:2,000から4,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:4、障害種:精神障害(統合失調症等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

特にフォローアップは行っていない

相談内容

記載なし



### 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:スマートフォンによる授業中の録音・録画を許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

申し出内容2:授業が終わった直後に、担当教員にノートイクができなかった旨を伝えるとともに後日教員室に伺うので、可能な場合は、授業中に使用したパワーポイント資料や板書内容をまとめた資料を提供してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

### その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1330 (気分障害) 実験を欠席した際の補講の実施、レポート提出期限の延長等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:4、障害種:精神障害(気分障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

うつ病の診断を受けており、気分が落ち込むと家から出られなくなる。また、課題の提出が遅れることがある。授業担当教員に状況を理解してもらいたい。

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:体調不良で実験を欠席する場合に、補講を行って欲しい。また、レポートの提出期限を延長して欲しい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=実験の欠席は各実験ごとに3回までは認め、補講も行う。レポートの提出期限は学生の状況に応じて延長する。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教員、技術職員、TAがサポートをし、実験の補講を行った。レポートの提出が遅れた実験については、1週間の延長を行った。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:欠席回数が3回以上の実験があったため、結局補講を受けることができず、単位取得できなかった。期限延長してもらったレポートについては、提出ができなかった。学生からは欠席回数に関わらず補講をして欲しいとの要望があったが、補講を行なうために必要な教職員とTAのスケジュール調整ができず、過重な負担となるため、要望する配慮の実施はできなかった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1494 (気分障害) ビデオ通話によるオンラインでの学位論文発表、口頭試問の実施

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):工学、年次:大学院、障害種:精神障害(気分障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

双極性障害があり、研究発表時の困難がある旨、所属専攻教員経由で保護者より相談があった。卒業に必要な授業科目はほぼ全て取得しており、学位論文の提出と口頭試問が課題となっている。

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: 双極性障害に伴う気分や体調の変動のため、自宅療養中である。双極性障害を引き起こした理由が大学環境にあったため、大学への通学により精神症状の悪化が懸念されるにある。一方で、修了に必要な単位はほぼ全て取得しており、学位論文の提出や口頭試問で何らかの配慮をしてほしい旨、保護者より申し出があった。

提供した配慮: 学校が提案した配慮＝保護者の意向だけでは合理的配慮は提供できないことを伝えた上で、以下の配慮案を提案した。「(1)本人の不安や緊張を低減した状態で口頭試問ができるように、口頭試問時は最低限の教員による個別発表会として設定すること」、「(2)大学に通うことにより精神症状の悪化を引き起こす可能性が懸念されるため、自宅と大学の発表会場間のビデオ通話によるオンラインでの発表機会の設定を認めること」を専攻教員と保護者に提案した。特に(2)に関しては、他専攻では障害を理由としないものの博士後期課程学生のオンラインでの研究発表を認めていた前例があること、授業など継続的に発生するものではなく口頭試問のみであることなどから、配慮案の実施に過重な負担がないことを専攻教員より確認した。また、合理的配慮は発表形態の変更のみであり、発表内容とその内容に対する成績評価は通常の発表と同一であるため教育の本質的変更には該当しないことを専攻教員より確認した。保護者に対しては、本人からの同意を得る必要があることを伝え、本人より配慮を希望する旨メールでの連絡を受けた。

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: ビデオ通話に必要な機材の手配や準備については、障害学生支援担当部署が担当した。専攻教員は個別オンライン発表の実施について関係教職員への周知を行った。通信に伴うタイムラグを考慮して、発表時間を延長する措置を取った。本人と保護者は自宅からの接続用PCを用意して、その他は基本的に通常の発表と同様の形態で行った。

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 本人および保護者からは配慮案についてすぐに合意が得られ、実施後の聞き取りにおいても対応に満足している旨の連絡があった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て: なかった

対応に関する学生の反応: 納得して、問題なく修学している

## その後の経過、課題等

以下の点が今後の組織的な課題として挙げられた。対応を現在検討中である。

・ビデオ通話等の遠隔通信技術を利用した合理的配慮の提供に関するルール策定について

事例No. 1184 (神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

公立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):入試担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導 実習、フィールドワーク等 式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加 試験の評価、単位取得、卒業要件等 キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):入試担当部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 保健管理部門 学生相談部
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった当該学生に対して、定期面談を行なっている その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行っている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:突然照明が消えたり、大きな音がる状況に耐えられないため、プロジェクターを利用するときには声かけを行ってほし

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教務学生課から教員に対し、プロジェクターを利用する際には、声かけを依頼した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:声かけをすることを失念してしまったり、声かけがあっても状況に耐えられないため。

申し出内容2:グループワークが精神的負担となり、出席が困難である。

提供した配慮:学校が提案した配慮=通常は個別授業を行い、発表時には一緒にグループ学習を行う。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:教員が同時間に2部屋を行き来して授業を行い、グループ学習の際には、1部屋で一緒に行うこととした。

事後評価:ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細:本人の特性上、精神的負担が常にあるため。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

学生の特性として、本人の体調や状況によりできること、できないことがあるため、学生自身も配慮してほしいことに関する説明が難しく、大学側も配慮内容の検討が難しいこと。

事例No. 1186 (神経症性障害等) 遅刻、授業中の服薬への理解、授業の配付資料を後日もらいたい

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:4、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし



## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:電車通学が難しく、遅刻等してしまうことが、怠慢ではなく、障がいによるものであることを周知して欲しい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:本人の履修科目担当教員全員に、配慮依頼文書を配布し、その中に記載した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後の先生方の対応について、本人より特段、苦情がなかったため

申し出内容2:授業中及び試験時間中、頓用の薬や偽薬としての清涼菓子を口にすることを認めて欲しい

提供した配慮:学校が提案した配慮=薬や清涼菓子をビニールのパウチに入れて、誤解されることがないようにする

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:別室での試験を実施（教務事務が調整）

薬や清涼菓子をビニールのパウチに入れて、机に出しておくことで、必要なときに服用できるようにした。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:試験に臨むことができ、結果、進級ができていたため。

申し出内容3:授業を欠席した際に、その授業中に配布されたプリントや資料を後日もらいたい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=配布資料等を後日渡すかどうかは、各科目担当教員の判断になるため、個別に調整して欲しい。

配慮内容決定時での合意形成:内容決定時点では合意できたが、各教員との個別交渉では、合意に至らないものもあった

提供した配慮の具体的内容:配慮の提供について合意できた科目担当教員が、直接もしくは教務事務を通じて、配布資料等を渡した。

事後評価:ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細:こちらの提案を受け入れた

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

保護者と本人の意向を

事例No. 1527 (神経症性障害等) 定期試験の全科目について、別室受験を希望

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

私立短大、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):記載なし、年次:1、障害種:精神障害(神経症性障害等)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

定期試験

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:緊張すると手足が震える、多数の学生の中にいると過呼吸になる可能性がある等の症状があるため、定期試験の全科目について、別室受験を希望

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:記載なし

提供した配慮の具体的内容:医師からも別室受験が望ましいとの所見があったため、全科目の定期試験を別室受験とした。

事後評価:記載なし

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

学校側の対応に学生も保護者も感謝していたが、学習に集中できないという理由でその後休学している。

対象者が1人であったのでどうにか対応することができたが、今回のケースが複数になると人員や場所等の確保ができないと思われる。

事例No. 1475 (他の精神障害) 授業の録音許可、遅刻、欠席した授業の資料配付、代替措置等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:記載なし

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):農学、年次:4、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):学生生活支援担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施なし

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 実習、フィールドワーク等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 学生生活支援担当部署 教務担当部署 教育部門 保健管理部
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:朝起きることが困難な障害であるため、午前中の授業に遅刻・欠席した場合に資料を配付して欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:担当教員は、遅刻・欠席した場合に本人からの申し出により、授業資料を配付することになった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:申請どおり対応している。

申し出内容2:欠席した場合に代替となる課題等を検討して欲しい。

提供した配慮:学校が提案した配慮=対応の可否は欠席の回数にもよるが、担当教員の裁量となる。欠席届については、毎回診断書の提出を求めることは煩雑であるため、每期（年2回）加療期間を記載した診断書の提出をすることで、そのコピーを添付することで可とする。ただし、出欠を含めた成績評価は担当教員の判断による。

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:申請した病状で欠席した場合の手続きについて、当該学生は、あらかじめ学期当初に治療期間を明記した診断書を用意しておき、欠席届とその診断書のコピーを担当教員に提出することになった。ただし、出欠を含めた成績評価は担当教員の判断による。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:合意形成において、学生と保護者の理解は得られている。

申し出内容3:授業中意識が朦朧とする場合があるので、授業を録音させて欲しい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:授業の録音については著作権の問題もあるので、本人限定の使用という条件付き（他人への譲渡・貸出不可）で、担当教員に認めてもらうことになった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1485 (他の精神障害) シラバスにない授業でグループワークが実施され、場面緘黙への配慮がなされなかった

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):人文科学、年次:1、障害種:精神障害(他の精神障害)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1: 医学的診断は受けていないが、場面緘黙の疑いがあり、発話を求められる授業中において合理的配慮の提供をして

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

事後評価: ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細: 合理的配慮の提供は希望するが、医師の診断書の取得には抵抗が見られたため、本件の対応は本人のニーズに沿ったもので、根拠資料としても二次まとめて推奨されるものを適用できたため

申し出内容2: 必修授業の参加時に先生からの発話指示に対して適切に対応することが難しいため、当該学生に発話を求める場合は、事前に通知してほしい

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 外国語・実験などのグループワークやプレゼンテーションを求められる授業において、授業担当教員が本人に対して事前通知を実施した。

事後評価: ニーズは満たせず、学生は納得していないと思われる

事後評価の理由・詳細: 一部の授業において事前通知がなされなかった。当該授業において、本来であればシラバスにグループワークの実施記載が必要と考えられたが、シラバスに記載がないにも関わらず授業担当教員により当日グループワークが実施された。さらに、そのグループワークの内容が「授業への参加度」として成績評価に含められたため、当該学生においては不満であり、納得していないと考えられる。グループワークをなくすことは教育の本質的変更に該当する可能性が考えられたため、グループワークの免除が難しい理由を当該学生に説明し、納得はしなかったものの、グループワークに参加を続けた。今後、グループワークの有無についてシラバス記載を必須にするなど組織的対応が必要と考えられる。

申し出内容3: 授業の性質上、発話が必要な場合に上手く答えられなくて時間過ぎることで余計に本人の緊張を高めてしまうため、当該学生が発話できない場合も進行を止めることなく授業を進めてほしい

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 外国語・実験などのグループワークやプレゼンテーションを求められる授業において、授業担当教員が実施した。

事後評価: ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細: こちらの提案を受け入れた

申し出内容4: 発話が難しくても書字によるコミュニケーションが可能な場合があるため、授業担当教員や学生間で筆記やパソコン・携帯端末等でのタイピング、筆談ボードなど口頭以外での伝達手段も認めてほしい

提供した配慮: 申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成: できた

提供した配慮の具体的内容: 外国語・実験などのグループワークやプレゼンテーションを求められる授業において、本人が自身の道具あるいは障害学生支援部署から借りた道具を利用してコミュニケーションを行った。他の受講学生にも影響する内容であったため、本人と相談をして、受講学生への周知用文書を作成し、同じグループの受講学生に対して授業担当教員から説明を行なった。

事後評価: ニーズを完全には満たしていないが、学生も概ね満足している

事後評価の理由・詳細: モニタリング時に本人からは「周囲の学生に向けての説明文書を作成したことで、筆談しやすくなった」との報告があった。授業担当教員からは特に問題がなかったとの報告を受けた。

申し出内容5:グループ編成時に授業担当教員にヘルプを求めやすいよう、授業担当教員に近い座席にしてほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:グループワーク編成前に授業担当教員が配置を検討して、授業当日に伝達した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:モニタリング時に本人からは「授業担当教員やTAの近くの席を指定して頂いた」との報告があった。授業担当教員からは特に問題がなかったとの報告を受けた。

#### 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:本人より学内教員経由で、当初の配慮案が実施されていないこと、また、シラバスに記載のないグループワークが行われていることについて不満を伝える申し出があった

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

申し立てへの対応手順:申し立てを受け、当該授業科目の授業担当教員に連絡を行った。その結果、配慮案の再検討を行った。

申し立てへの対応内容:上記の手順に基づき、障害学生支援担当部署と授業担当教員間で再度の配慮案の検討を行った。

本人の申し出に加えて、授業担当教員からは、話せるのか、話せないのかの判断がつきにくいとの報告があった。

再検討の結果、「全体的に成績評価に関係しない発話場面を極力減らすこと」、「緊張を増加させる起立指名を避け、着席での指名とすること」、「発表時など話せない時にはハンドサインや筆談で合図をもらい、その合図を受け取ったら次に飛ばして授業進行すること。この場合は成績評価（授業への参加度）の加点がないこと」、「口頭での発表が難しい場合に筆談から他のメンバーによる代読を認め、その場合には成績評価（授業への参加度）の加点に含めること」が確認された。

#### その後の経過、課題等

以下の点が今後の組織的な課題として挙げられた。対応を現在検討中である。

- ・場面緘黙などの精神症状に関する妥当な根拠資料の確認方法について
- ・シラバスにおけるプレゼンテーションやグループワークの記載義務化について
- ・配慮依頼文書発行後のモニタリング方法について



## 事例紹介（その他の障害）

事例 No.1166(その他の障害) 何か口に含んでいないと不安になる、同性と同じグループにしてほしい 等 .....	120
事例 No.1459(その他の障害) 授業中の耳栓の使用許可、定期試験の別室受験 .....	122
事例 No.1472(その他の障害) 授業で使用されるスライドの色覚バリアフリーを行なってほしいとの申し 出 .....	124

事例No. 1166 (その他の障害) 何か口に含んでいないと不安になる、同性と同じグループにしてほしい等

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

事例が起きた学校

私立大学、学校規模:1,000から1,999人

対象学生

学科(専攻):社会科学、年次:1、障害種:その他の障害

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教務担当部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

受験・入学 授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):教務担当部署 保健管理部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:常に食べ物を口に含んでいないと不安になる為、授業中でもガムなどを口に含むこと許可してほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

申し出内容2:グループワークがある場合、できるだけ同性と同じグループにしてほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

申し出内容3:人の多いところを苦手とするため、履修者が多い科目に関しては出来るだけ廊下の後方の席に一人で座らせてほしい

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

事後評価:記載なし

事後評価の理由・詳細:その後特に何も言っていない

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 1459 (その他の障害) 授業中の耳栓の使用許可、定期試験の別室受験

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:進級時

事例が起きた学校

国立高専、学校規模:500から999人

対象学生

学科(専攻):工学、年次:3、障害種:その他の障害

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):教育部門(学部・学科、担当教員等)
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導 試験の評価、単位取得、卒業要件等

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施なし
- 検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教務担当部署 教育部門 学生相談部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
  - ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、定期面談を行なっているその後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている。

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:必要な場合授業中に耳栓 定期試験の別室受験

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:必要な場合、授業中に伏せたり耳栓をすることを許可した。一部の到達度試験について別室受験を実施した。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:単位取得につながった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

学内でも専門カウンセリングを定期的に受けているが、今のところ症状は改善されていない。

事例No. 1472 (その他の障害) 授業で使用されるスライドの色覚バリアフリーを行なってほしいとの申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:5,000から9,999人

対象学生

学科(専攻):保健(医・歯学)、年次:4、障害種:その他の障害

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

授業・研究指導

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:実施した

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。その後の状況に関して、関係部署(者)に聴取、情報共有を行なっている

相談内容

記載なし

## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:授業で使用されるスライドの色覚バリアフリーを行なってほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:合理的配慮依頼文書に、本人の特性とその対応を記し、さらに教員が理解しやすいよう色覚バリアフリーの資料作成の仕方（A41枚）をつけて、学生が履修する授業の担当者へ送付した。

事後評価:ニーズを満たせなかったが、学生は理解し、我慢している

事後評価の理由・詳細:一部の教員が、色覚バリアフリーに配慮していないスライドを使用していて困ったが、理解を示す教員と負担に感じる教員がいることについては仕方がないと思っているとのコメントだった。学生は前向きで、色覚バリアフリーについての更にわかりやすい資料を障害学生支援部署とともに検討したいとのことだった。

## 配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:なかった

## その後の経過、課題等

学生本人も自覚がない場合もあり、日頃からあまり意識されない色覚異常に関する啓発と対応（資料等作成時に「色覚バリアフリー」を意識するなど）が課題として挙げられる。障害学生支援部署が実施する教職員を対象としたFD・SD等で触れることはあるが、学内における認知度が依然低い状況である。

## 事例紹介 相談機関の事例

事例 No.62 視覚障害（弱視）学芸員資格取得のための実習の受入について、弱視を理由に断られた……………	127
事例 No.59 聴覚・言語障害（聾）ノートテイクまたはパソコンテイク、筆談の配慮を申し出たが、制度がなく対応できないと言われた……………	128
事例 No.68 聴覚・言語障害（聾）オリエンテーションでの手話通訳配置、大学が対応できず、自治体からも対象外と言われた……………	129
事例 No.58 肢体不自由（上下肢機能障害）特定のバス停における車椅子でのスクールバス乗車を拒否された……………	130
事例 No.60 肢体不自由（下肢機能障害）通学に際して、障害者用の駐車場を設けてほしいとの相談……………	131
事例 No.64 重複 同級生から嫌がらせを受け、大学にメールで訴えたところ、障害を理由とした屈辱的な暴言を受けた……………	132
事例 No.67 重複 合理的配慮の不提供、成績評価が不当に低いこと等についての相談……………	133
事例 No.66 発達障害（SLD）大学に合理的配慮を求めたが取り合ってくれないと、学生の保護者からの相談……………	134
事例 No.56 発達障害 授業や定期試験、レポートによる単位認定等の合理的配慮を申し出たが拒否された……………	135
事例 No.63 発達障害（ADHD）大学が建設的対話に応じたくない、条例ができると聞いたが内容を知りたい……………	136
事例 No.61 精神障害（神経症性障害等）障害があるが入学できるか問合わせたところ、緊急事態に対応する体制がないことを理由に断られた……………	137
事例 No.53 発達障害 大学が障害特性への理解がなく、合理的配慮の提供を断られた……………	138
事例 No.65 その他の障害 差別解消法について知らないことを同じ大学に通う学生に非難された、内容について知りたい……………	139
事例 No.54 障害種不明 推薦入学を申し込もうとしたところ、特別支援学校からの受験はできないと受付を拒否された……………	140



事例No. 62 (弱視) 学芸員資格取得のための実習の受入について、弱視を理由に断られた

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

私立大学 障害種:視覚障害(弱視)

相談者

友人

相談内容

通信制の大学へ通っているが、学芸員の資格取得のため、別の地元の大学へ実習の受け入れを打診した。大学からは受け入れ可能の通知が来たにも関わらず、後日、担当教授から電話で「弱視のため受け入れられない」と言われた。

機関の対応

・当該校に伝達した

対応の具体的内容:(本人からの相談でないため)氏名を伏せた上で、当該校へ情報提供を行なった。その後、本人より入電。大学と本人が話し合う予定。地元の県が対応中のため、当機関の対応を望まず。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 59 (聾) ノートテイクまたはパソコンテイク、筆談の配慮を申し出たが、制度がなく対応できないと言われた

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:受験時

当該学生の属性

障害種:聴覚・言語障害 (聾)

相談者

本人

相談内容

受験・入学に関する学校の対応について

入学後のノートテイク又はpcテイク、筆談の提供を依頼したが、制度がなく対応できないと言われた。

機関の対応

相談者が学校との調整を望まなかったため、情報機器の紹介のみ行なった。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 68 (聾) オリエンテーションでの手話通訳配置、大学が対応できず、自治体からも対象外と言われた

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

年次:1 障害種:聴覚・言語障害 (聾)

相談者

保護者

相談内容

支援の申し出に関する学校の対応について

大学入学に際し、オリエンテーションが4回ある。二部制に入学するため、オリエンテーションも夜間に実施。子は手話通訳が必要で、大学からは派遣が難しいと言われた。市に派遣してもらおうと思ったが、「本人の教育場面は対象外。条例ができたから大学側が用意すべき」と断られ、こちらを案内された。

機関の対応

- ・手話通訳派遣センターを紹介した
- ・当該市へ派遣できない理由を確認した

対応の具体的内容:大学側からは代替案としてノートテイクなど提案がされているが、本人は手話通訳派遣をなんとか用意してほしいということで、日程的にも急ぎだったため、現実的な対応策として手話通訳派遣センターを案内した。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 60 (下肢機能障害) 通学に際して、障害者用の駐車場を設けてほしいとの相談

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:授業開始後

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):その他 障害種:肢体不自由(下肢機能障害)

相談者

本人

相談内容

通学支援、学生生活における生活介助等について  
障害者用の駐車場を設けてほしい。

機関の対応

・当該校との間に立って調整した

対応の具体的内容:文部科学省の対応指針の「3合理的配慮に当たり得る配慮の具体例」の該当箇所を示して調整

その後の経過、課題等

特になし

事例No. 58 (上下肢機能障害) 特定のバス停における車椅子でのスクールバス乗車を拒否された

機関の属性

市区町村

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):その他 年次:3 障害種:肢体不自由(上下肢機能障害)

相談者

本人知人

相談内容

特定のバス停における車いすでのスクールバス乗車拒否

機関の対応

・当該校との間に立って調整した

対応の具体的内容:市職員が現地確認及び大学職員と面談を行なった。障害者差別解消法の趣旨を伝えた上で、問題の解決に向けて、当事者同士で建設的な対話を行ない、代替措置の考案等も含め、大学側として取り組めることを検討いただきたい旨お願いした。

その後の経過、課題等

その後の経過は把握していないが、大学側との面談では、大学側も障害者差別解消法の趣旨に理解を示し、建設的な対話を進めたいという反応だった。

事例No. 64 (重複) 同級生から嫌がらせを受け、大学にメールで訴えたところ、障害を理由とした屈辱的な暴言を受けた

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

当該学生の属性

公立大学 年次:大学院 障害種:重複

相談者

本人

相談内容

4月入学時より同級生からいじめ(嫌がらせ)を受け、6月、相手に直訴や大学メールでの訴えを行なったところ、大学側から自分が咎められた(経過中略)。「障害を持っているから、あんなメールをかけたんじゃないか」「普通の人と違うところはないか」等の、障害を理由とした屈辱的な暴言を受けた。

機関の対応

- ・県庁、市、法テラス、文部科学省を紹介した
- ・当該校との対応について助言した

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 67 (重複) 合理的配慮の不提供、成績評価が不当に低いこと等についての相談

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

私立大学 年次:4 障害種:重複

相談者

保護者

相談内容

障害特性に応じた合理的配慮の提供を要求したが、学校の教育方針優先とことから不提供。建設的対話にも応じようとしていない。結果、今年3月に卒業はできるが、成績は不当に下げられた。配慮されなかったため低い評価。

機関の対応

- ・当該校との間に立って調整した
- ・当該学生の障害理解、意思表示等に関して支援した

対応の具体的内容:当該校の担当課長に連絡したところ、「発表」の代わりに「レポート」とした代替提案等、大学の対応を確認。不当な差別的取扱いは見られず、むしろ合理的配慮の提供がなされている印象。

同日、相談者に連絡し、大学に相談の事実を伝え、同学の障害者差別解消に向けた一層の取組を要請したことを伝え、対応終了。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 56 (発達障害) 授業や定期試験、レポートによる単位認定等の合理的配慮を申し出たが拒否された

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

当該学生の属性

私立大学 障害種:発達障害

相談者

保護者

相談内容

支援の申し出に関する学校の対応について

具体的な相談内容:1年前にLDと診断されたので、診断書を大学に提出したが、大学側が診断に疑義を申し立てたので、別の病院にて診察を受け、再度、診断書を大学に提出し、合理的配慮(文字の拡大、試験時間延長、別室受験、単位認定試験をレポートで代替)を求めたが、大学側から拒否された。そのまま、ある講義の単位を落としたので、合理的な配慮がないために単位を落としたのだから、レポートによる単位認定を認めて欲しいと訴えたが、講義の本質的変更にあたるとして拒否された。

機関の対応

- ・文部科学省を紹介した
- ・当該校との対応について助言した

県が大学に直接介入できるわけではないので、大学の所管官庁である文部科学省を学生の親には紹介した。文部科学省がどのような助言をしたかまでは把握していない。

その後の経過、課題等

障害者支援団体を介して大学と交渉したところ、文字の拡大、試験時間延長、別室受験については、合理的配慮として認められたと聞いている。



事例No. 63 (ADHD) 大学が建設的対話に応じてくれない、条例ができると聞いたが内容を知りたい

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:入学後

当該学生の属性

私立大学 年次:4 障害種:発達障害 (ADHD)

相談者

保護者

相談内容

支援の申し出に関する学校の対応について

通っている大学が建設的対話に応じてくれない。必修科目の単位をとるための代替案を提案してくれない。(グループディスカッションの代わりにTOEIC660点以上とれば良いという案あり) 学校側主体で話をされる。また、障害者支援窓口がなく、精神障害者への対応が不十分。障害を嘘だと言われる。条例ができるという事を知った。内容を教えてほしい。精神障害者や発達障害への理解を求める内容を盛り込んでほしい。

機関の対応

傾聴し、条例の案内をした。

対応の具体的内容:とにかく話を聞いてほしかったとの事であったので、傾聴した。学校側への情報提供等は今回は不要とのこと。条例については、当部署HPの該当ページを案内した。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 66 (SLD) 大学に合理的配慮を求めたが取り合ってくれないと、学生の保護者からの相談

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

私立大学 学科(専攻):その他 障害種:発達障害(SLD)

相談者

本人 保護者

相談内容

子音障害と診断された息子の事で相談。試験を受けるにあたり、選択式問題については問題ないが、障害特性ゆえに記述式の問題を解くのに難あり。大学へ試験を受けるに当たり合理的配慮を求めたが、取り合ってくれない。文科省にも相談したが解決に至らず相談した。

機関の対応

・当該校に伝達した

対応の具体的内容:相談者の要望もあり、当該校へ情報提供。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 53 (発達障害) 大学が障害特性への理解がなく、合理的配慮の提供を断われた

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:平成31年

当該学生の属性

学科(専攻):情報工学科 年次:1 障害種:発達障がい

相談者

記載なし

相談内容

発達障害でコミュニケーションの障がいのある生徒に対して、本人が発達障害を申し出ても、その障がい特性を理解しないまま、アクティブラーニングやグループワークの課題を与え、個人的に特別の配慮はできないとして、合理的配慮の提供を断った。

機関の対応

- ・障害者差別解消法が施行され、合理的配慮の提供が義務付けられていることを学校側に伝えた。
- ・学生の特性と提供してほしい具体的な合理的配慮の中身について、分かりやすい冊子を作り、本人に渡して、それを使って学校側に配慮を求めるようアドバイスした。

その後の経過、課題等

未提出だった課題も提供することができ、無事進級ができた。

事例No. 61 (神経症性障害等) 障害があるが入学できるか問合わせたところ、緊急事態に対応する体制がないことを理由に断られた

機関の属性

市区町村

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:その他

当該学生の属性

障害種:精神障害(神経症性障害等)

相談者

本人

相談内容

受験・入学に関する学校の対応について

定員に空きがあり入学を希望したところ、入学可能との連絡をもらった。念のため、仮名で障害があるが入学できるかを問い合わせたところ断られた。特に学校に求める配慮等もないことを説明したが、学校側に緊急事態に対応する体制がないことを理由に断られた。

機関の対応

・当該校に伝達した

対応の具体的内容:学校側に問い合わせたところ、やはり万が一の際の支援体制がないことでお断りしているが、今後受入れについて検討していくとのこと回答を得た。

その後の経過、課題等

相談者に学校から得た回答を伝達した。一度連絡したことでよい方向に行くことに期待しつつ、医師の診断書(学業に問題ないことの証明)をもって再度学校に交渉するとのこと。

事例No. 65 (その他の障害) 差別解消法について知らないことを同じ大学に通う学生に非難された、内容について知りたい

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成30年度

当該学生の属性

私立大学 障害種:その他の障害

相談者

同級生

相談内容

同じ大学に通っている難病のある女性への対応に困っている。差別解消法の内容について知らない事に対し罵詈雑言を浴びせられる。法では障害者に対しどこまでの配慮を求めているのかを知りたい。

機関の対応

・当該校との対応について助言した

対応の具体的内容:差別解消法の概要について説明。現状は大学と話し合う事が重要ではないか。今後具体的な事案が出てきたら、当機関または大学が所在する県に助言を求めてみてはどうかという旨を伝えた。

その後の経過、課題等

記載なし

事例No. 54 (障害種不明) 推薦入学を申し込もうとしたところ、特別支援学校からの受験はできないと受付を拒否

機関の属性

都道府県

事例が起きた時期

平成29年度

当該学生の属性

学科(専攻):6グループ(準じた教育) 年次:高等部3年 障害種:不明

相談者

相談内容

準じた教育(高校卒業認定資格ありの教育課程)を受けている生徒の大学推薦入学を申し込もうとしたところ、特別支援学校からの受験はできないと、受け付けてもらえなかった。

機関の対応

文部科学省の相談窓口を紹介した。

その後の経過、課題等

相談者と文部科学省との間でどのような話があったかは、県の管轄外となっしまい、把握できていない。

## 事例紹介 その他参考事例

事例 No.1473(性別違和) 就職希望先への学科推薦で性別違和であることを開示しないでほしいとの申し出 .....	142
---	-----

事例No. 1473 (性別違和) 就職希望先への学科推薦で性別違和であることを開示しないでほしいとの申し出

事例が起きた時期

平成30年度

発生時期:就職時期

事例が起きた学校

国立大学、学校規模:10,000人以上

対象学生

学科(専攻):工学、年次:大学院、社会モデルとしての対応事例(性別違和)

支援の申し出

1. 支援の申し出の受付

- ・支援の申し出:有
- ・申し出を受けた部署(者):障害学生支援部署
- ・ニーズ聴き取りのための面談:実施した

2. 支援が必要とされた場面

キャリア教育、就職活動

申し出への対応

1. 配慮内容の決定について

- ・配慮の提供に関する学内関係部署の検討・協議:実施した
- ・検討協議に参加した部署(者):障害学生支援部署 教育部門
- ・配慮内容の決定過程:建設的対話を通じて学生との合意の上で行なった
- ・学内関係部署への配慮依頼文書の配付:

2. 配慮内容決定後のモニタリング・フォローアップ

当該学生に対して、感想・不満等の聞き取りを行なった。当該学生に対して、定期面談を行なっている

相談内容

記載なし



## 申し出内容と配慮の提供

申し出内容1:就職活動において学科推薦を受ける際に、先方企業へ性別違和であることを開示しないほしい。

提供した配慮:申し出通りの配慮

配慮内容決定時での合意形成:できた

提供した配慮の具体的内容:合理的配慮というよりも、差別的取り扱いになりそうな場面を回避した。具体的には、就職支援の際、他の学生と同じ条件で学科推薦を受けられるようになった。

事後評価:ニーズを満たし、学生も満足している

事後評価の理由・詳細:就職担当教員の当該学生に関する情報不足から起こった問題であり、学生の同意を得て情報を共有することで、教員・学生双方が納得して学生の望む対応をすることが出来た。その後学生は希望する企業への推薦を得、就職が決まった。

配慮内容決定後の不服、不満、苦情の申し立て

不服、不満、苦情等申し立て:あった

申し立てを受けた部署:障害学生支援部署

申し立て内容:就職活動において学科推薦を受ける際に、先方企業への性別違和であることを開示しないでほしい。

申し立てへの対応に関わった部署:障害学生支援部署

対応に関する学生の反応:納得して、問題なく修学している

申し立てへの対応手順:学生が障害学生支援部門に相談。障害学生支援部門より、当該教員及び所属学部障害学生支援担当者、部門長と対応を協議した。

申し立てへの対応内容:学生と当該教員間の連絡・調整をした結果、学生の希望通りの対応をすることになった。

その後の経過、課題等

当該学生は希望した企業への推薦を得て就職活動を進め、内定を得ている。

## 協力者会議

独立行政法人日本学生支援機構は、『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』を作成・構築するにあたり、必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議を設置しました。

『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』

協力者会議設置要項

平成28年4月13日

理事裁定

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人日本学生支援機構が『「障害者差別解消法」施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』（以下「事例集」という。）を作成・構築するにあたり必要な検討を行なう外部有識者からなる協力者会議（以下「会議」という。）の設置に関して、必要な事項を定める。

(会議の役割)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討する。

- (1)事例集に関する事例の収集方法について
- (2)事例集に関する関係機関へのヒアリングについて
- (3)事例集に関する事例の随時の情報提供の受付方法について
- (4)事例集のデータベース仕様について
- (5)その他必要な事項

(会議の組織及び協力者の委嘱)

第3条 会議は、5名程度の協力者をもって組織する。

- 2 協力者は、理事長が委嘱する。
- 3 協力者の任期は、委嘱を受けた日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。
- 4 会議は、必要に応じて、協力者以外の者の協力を得ることができる。

(会議の運営)

第4条 会議に必要なに応じ議長を置き、協力者の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、会議を総理する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する協力者がその職務を代行する。
- 4 議長の任期は、選任された日から同年度の3月31日までとし、再任を妨げない。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、学生生活部において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、平成28年4月13日から施行する。

協力者
-----

(五十音順・敬称略)

柏倉秀克 桜花学園大学大学院人間文化研究科保育学部 教授

川島 聡 岡山理科大学経営学部経営学科 准教授

佐々木銀河 筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター 准教授

中島亜紀子 筑波技術大学障害者高等教育研究支援センター支援研究部 助教

村田 淳 京都大学学生総合支援センター 准教授

## 索引（支援の場面別）

該当場面については、学校の回答の「支援が必要とされた場面」を掲載しています。

### 支援の場面（受験・入学）

#### 視覚障害の事例

事例 No.1279(弱視) 受験上の配慮（試験時間延長、拡大鏡の使用、座席、試験問題の拡大等）  
..... 7

#### 聴覚・言語障害の事例

事例 No.1414(聾) 支援団体とボランティア学生による授業時のノートテイク支援 ..... 15  
事例 No.1367(難聴) FM マイク、ノートテイク配置、ノートテイク講習会の実施、クラスメイトへの自己紹介 ..... 23  
事例 No.1523(難聴) 受験上の配慮（補聴器の装用許可） ..... 27

#### 肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等  
..... 32  
事例 No.1215（上下肢機能障害）介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等  
..... 37  
事例 No.1430(他の機能障害) 受験上の配慮（チェック解答、試験時間延長、別室、車椅子対応等）  
..... 43

#### 病弱・虚弱の事例

事例 No.1274(他の慢性疾患) 受験上の配慮（会場の事前確認等、化学物質化敏感症への配慮）  
.....53

#### 重複の事例

事例 No.1163(重複) スマートフォンを使う出席管理システムにパスワードが入力できない ..... 57

事例 No.1207(重複) 受験上の配慮 (PC 持込、拡大文字問題、試験時間延長、ヘルパーの入室等) .....	59
事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出 .....	61

#### 発達障害の事例

事例 No.1385(発達障害の重複) 入学式、オリエンテーション等での配慮、グループワーク、発表等への配慮 .....	94
事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応 .....	92

#### 精神障害の事例

事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応 .....	108
---	-----

#### その他の障害の事例

事例 No.1166(その他の障害) 何か口に含んでいないと不安になる、同性と同じグループにしてほしい等 .....	120
--	-----

### 支援の場面 (授業・研究指導)

#### 視覚障害の事例

事例 No.1228(弱視) 定期試験の問題用紙について、拡大、片面印刷、罫線の濃さ等についての申し出 .....	5
---	---

#### 聴覚・言語障害の事例

事例 No.1357(聾) 卒論発表会での質疑応答、学位授与式にパソコン通訳配置の申し出 .....	11
事例 No.1402(聾) 研究室ゼミのディスカッションで文字による支援を利用したいとの申し出 .....	13
事例 No.1414(聾) 支援団体とボランティア学生による授業時のノートテイク支援 .....	15
事例 No.1214(難聴) ノートテイク配置の申し出に対応できず、補聴援助システムで対応 .....	17

事例 No.1226(難聴) 補聴援助システム使用の申し出があったが、思うような効果が得られなかった .....	19
事例 No.1364(難聴) 授業中の講話や座席の配慮、リスニングの授業、試験での配慮の申し出…… .....	21
事例 No.1367(難聴) FM マイク、ノートテイク配置、ノートテイク講習会の実施、クラスメイトへの自己紹介 .....	23
事例 No.1384(難聴) 講話等口頭での情報伝達や本人の発言に際しての配慮、スケジュール確認等 .....	25
事例 No.1360(言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の申し出 .....	29

#### 肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等 .....	32
事例 No.1464(下肢機能障害) エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたいとの申し出 .....	35
事例 No.1215 (上下肢機能障害) 介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等 .....	37
事例 No.1392(上下肢機能障害) ノートテイク配置、授業の保健室受講、ネット配信、録画データ提供等 .....	40

#### 病弱・虚弱の事例

事例 No.1189(内部障害等) 定期試験を欠席した場合の代替課題、留学準備 (医療機関手配等) .....	47
事例 No.1529(内部障害等) 入院等で欠席した授業の内容を教えてほしいとの申し出	49

#### 重複の事例

事例 No.1163(重複) スマートフォンを使う出席管理システムにパスワードが入力できない	57
事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出 .....	61
事例 No.1293(重複) 介助者の同行許可、レポート試験の時間延長、フランス語の堪能なノートテイク等 .....	64
事例 No.1449(重複) 定期試験等の解答用紙の配慮、代替措置、体調急変時の対応等	67

## 発達障害の事例

事例 No.1474(SLD) 授業の撮影・録音許可、資料配付、試験時間延長、レポート提出期限延長等	70
事例 No.1218(ADHD) 実務訓練履修を就労移行支援事業所プログラム履修で代替等	73
事例 No.1425(ADHD) 定期試験で別室受験を申し出ることがあり、その都度対応	75
事例 No.1521(ADHD)英語の授業で口頭で伝えられる和訳を紙媒体で提供してほしい等の申し出	77
事例 No.1191(ASD) 聴覚過敏への対応（ポイントテイク配置）、プレゼンテーションの代替課題等	79
事例 No.1372(ASD) 障害への理解、スケジュール管理、視覚情報処理、グループワークへの配慮等	81
事例 No.1373(ASD) 講話等、口頭情報に関する配慮、授業資料の事前・事後配付、座席配慮等	84
事例 No.1399(ASD)本人が具体的な申し出ができないため、保護者から配慮の申し出があった	87
事例 No.1508(ASD) 授業の撮影・録音許可、投影資料の配付、レポート提出期限延長、グループワークへの配慮等	89
事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応	92
事例 No.1385(発達障害の重複) 入学式、オリエンテーション等での配慮、グループワーク、発表等への配慮	94
事例 No.1455(発達障害の重複) 単位取得済みだが理解不足だった低学年科目の再聴講を希望	96

## 精神障害の事例

事例 No.1252(統合失調症等) 授業や小テストの欠席について、レポート等の代替措置の申し出	99
事例 No.1421(統合失調症等) 授業の録音・録画許可、投影資料や板書内容の資料提供	102
事例 No.1494(気分障害) ビデオ通話によるオンラインでの学位論文発表、口頭試問の実施	106
事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応	108



事例 No.1186(神経症性障害等) 遅刻、授業中の服薬への理解、授業の配付資料を後日もらいたい	110
事例 No.1475(他の精神障害) 授業の録音許可、遅刻、欠席した授業の資料配付、代替措置等	114
事例 No.1485(他の精神障害) シラバスにない授業でグループワークが実施され、場面緘黙への配慮がなされなかった	116

#### その他の障害の事例

事例 No.1166(その他の障害) 何か口に含んでいないと不安になる、同性と同じグループにしてほしい等	120
事例 No.1459(その他の障害) 授業中の耳栓の使用許可、定期試験の別室受験	122
事例 No.1472(その他の障害) 授業で使用されるスライドの色覚バリアフリーを行なってほしいとの申し出	124

#### 支援の場面（実習、フィールドワーク等）

#### 聴覚・言語障害の事例

事例 No.1384(難聴) 講話等口頭での情報伝達や本人の発言に際しての配慮、スケジュール確認等	25
事例 No.1360(言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の申し出	29

#### 肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等	32
事例 No.1464(下肢機能障害) エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたいとの申し出	35
事例 No.1215(上下肢機能障害) 介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等	37

#### 重複の事例

事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出  
..... 61

発達障害の事例

事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対  
応..... 92

精神障害の事例

事例 No.1330(気分障害) 実験を欠席した際の補講の実施、レポート提出期限の延長等 ..... 104  
事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応..  
..... 108  
事例 No.1475(他の精神障害) 授業の録音許可、遅刻、欠席した授業の資料配付、代替措置等  
..... 114

支援の場面（事務窓口での対応）

聴覚・言語障害の事例

事例 No.1367(難聴) FM マイク、ノートテイク配置、ノートテイク講習会の実施、クラスメイトへの自  
己紹介..... 23  
事例 No.1360(言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の申し  
出 ..... 29

肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等  
..... 32  
事例 No.1215 (上下肢機能障害) 介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修  
等 ..... 37

重複の事例

事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出  
..... 61

事例 No.1293(重複) 介助者の同行許可、レポート試験の時間延長、フランス語の堪能なノートテイ  
カー等 ..... 64

#### 発達障害の事例

事例 No.1399(ASD)本人が具体的な申し出ができないため、保護者から配慮の申し出があった ……  
..... 87

事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対  
応 ..... 92

#### 支援の場面（式典、行事、説明会、シンポジウム等への参加）

#### 聴覚・言語障害の事例

事例 No.1357(聾) 卒論発表会での質疑応答、学位授与式にパソコン通訳配置の申し出…… 11

事例 No.1402(聾) 研究室ゼミのディスカッションで文字による支援を利用したいとの申し出 …… 13

事例 No.1226(難聴) 補聴援助システム使用の申し出があったが、思うような効果が得られなかった  
..... 19

事例 No.1360(言語障害のみ) 吃音があり、発言を求められた際等頻度が上がることへの理解の申し  
出 ..... 29

#### 肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等  
..... 32

事例 No.1464(下肢機能障害) エレベーターが設置されている教室棟で授業を受けたいとの申し出  
..... 35

事例 No.1215（上下肢機能障害）介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修  
等 ..... 37

事例 No.1392(上下肢機能障害) ノートテイク配置、授業の保健室受講、ネット配信、録画データ  
提供等 ..... 40

#### 重複の事例

事例 No.1271(重複) 施設・設備の改修、車椅子の乗降、失禁時の清拭・更衣等の介助の申し出  
..... 61

発達障害の事例

事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応  
..... 92  
事例 No.1385(発達障害の重複) 入学式、オリエンテーション等での配慮、グループワーク、発表等への配慮  
..... 94

精神障害の事例

事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応  
..... 108

支援の場面（学生寮への入居、施設等の利用やサービスの提供）

肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等  
..... 32  
事例 No.1215（上下肢機能障害）介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等  
..... 37

支援の場面（試験の評価、単位取得、卒業要件等）

聴覚・言語障害の事例

事例 No.1364(難聴) 授業中の講話や座席の配慮、リスニングの授業、試験での配慮の申し出  
..... 21  
事例 No.1384(難聴) 講話等口頭での情報伝達や本人の発言に際しての配慮、スケジュール確認等  
..... 25

## 肢体不自由の事例

事例 No.1392(上下肢機能障害) ノートテイク配置、授業の保健室受講、ネット配信、録画データ提供等 .....	40
--	----

## 重複の事例

事例 No.1449(重複) 定期試験等の解答用紙の配慮、代替措置、体調急変時の対応等 ....	67
--	----

## 発達障害の事例

事例 No.1218(ADHD) 実務訓練履修を就労移行支援事業所プログラム履修で代替等 .....	73
事例 No.1372(ASD) 障害への理解、スケジュール管理、視覚情報処理、グループワークへの配慮等 .....	81
事例 No.1373(ASD) 講話等、口頭情報に関する配慮、授業資料の事前・事後配付、座席配慮等 .....	84
事例 No.1399(ASD)本人が具体的な申し出ができないため、保護者から配慮の申し出があった .....	87
事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応 .....	92

## 精神障害の事例

事例 No.1494(気分障害) ビデオ通話によるオンラインでの学位論文発表、口頭試問の実施 .....	106
事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応 .....	108
事例 No.1186(神経症性障害等) 遅刻、授業中の服薬への理解、授業の配付資料を後日もらいたい .....	110
事例 No.1485(他の精神障害) シラバスにない授業でグループワークが実施され、場面緘黙への配慮がなされなかった .....	116

## その他の障害の事例

事例 No.1459(その他の障害) 授業中の耳栓の使用許可、定期試験の別室受験 .....	122
--	-----

## 支援の場面（キャリア教育、就職活動）

### 聴覚・言語障害の事例

事例 No.1384(難聴) 講話等口頭での情報伝達や本人の発言に際しての配慮、スケジュール確認等  
..... 25

### 肢体不自由の事例

事例 No.1175(下肢機能障害) 受験時の移動補助、施設改修、体育実技、避難訓練への参加等  
..... 32

### 発達障害の事例

事例 No.1218(ADHD) 実務訓練履修を就労移行支援事業所プログラム履修で代替等..... 73  
事例 No.1183(発達障害の重複) ざわついた環境や急な予定変更への支援、グループワークへの対応  
..... 92

### 精神障害の事例

事例 No.1184(神経症性障害等) プロジェクター投影時の事前の声かけ、グループワークへの対応..  
..... 108

### その他参考事例

事例 No.1473(性別違和) 就職希望先への学科推薦で性別違和であることを開示しないでほしいとの申し出  
..... 142

## 支援の場面（その他）

### 肢体不自由の事例

事例 No.1215（上下肢機能障害）介助者の配置、医療機器の操作、教室、寮の施設・設備改修等  
..... 37

事例 No.1392(上下肢機能障害) ノートテイク配置、授業の保健室受講、ネット配信、録画データ提供等 ..... 40

病弱・虚弱の事例

事例 No.1189(内部障害等) 定期試験を欠席した場合の代替課題、留学準備 (医療機関手配等) ..... 47

事例 No.1169(他の慢性疾患) 病気により定期試験を受験できない場合に配慮してほしい..... 51

発達障害の事例

事例 No.1474(SLD) 授業の撮影・録音許可、資料配付、試験時間延長、レポート提出期限延長等 ..... 70

精神障害の事例

事例 No.1527(神経症性障害等) 定期試験の全科目について、別室受験を希望..... 112

「障害者差別解消法」施行に伴う障害のある学生に関する  
紛争の防止・解決等事例集  
令和元年度収集事例

令和2年3月

独立行政法人日本学生支援機構

学生生活部障害学生支援課

〒135-8630 東京都江東区青海 2-2-1

電話：03-5520-6176 FAX：03-5520-6051

E-Mail：tokubetsushien@jasso.go.jp